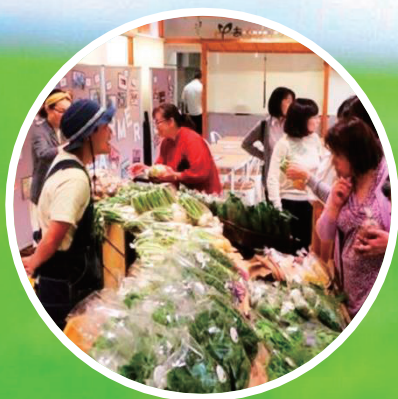


食料・農業・農村基本計画の概要



我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために

令和 2 年 3 月
農林水産省

目次

| | | | |
|-----|----------------|------|------------------|
| 全体 | 基本計画とは | P. 1 | |
| 第 1 | 食料・農業・農村をめぐる情勢 | P.12 | (基本計画 P.3~4) |
| | 施策推進の基本的視点 | P.15 | (基本計画 P.4~8) |
| 第 2 | 食料自給率の目標 | P.16 | (基本計画 P.9~P.18) |
| | 食料自給力指標 | P.18 | (基本計画 P.18~P.27) |
| 第 3 | 食料の安定供給の確保 | P.20 | (基本計画 P.28~P.38) |
| | 農業の持続的な発展 | P.26 | (基本計画 P.39~P.55) |
| | 農村の振興 | P.34 | (基本計画 P.56~P.63) |
| | 東日本大震災、大規模自然災害 | P.38 | (基本計画 P.64~P.66) |
| | 団体 | P.38 | (基本計画 P.67) |
| | 食と農に関する国民運動の展開 | P.39 | (基本計画 P.68) |
| | 新型コロナウイルス等への対応 | P.39 | (基本計画 P.69) |
| 第 4 | 施策の推進に必要な事項 | P.40 | (基本計画 P.70~P.72) |
| 参考 | 農地の見通しと確保 | P.40 | (基本計画と併せて策定) |
| | 農業構造の展望 | P.41 | (基本計画と併せて策定) |
| | 農業経営の展望 | P.41 | (基本計画と併せて策定) |

基本計画とは

- ▶ 食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき策定する、10年程度先までの施策の方向性を示す、農政の中長期的なビジョンとなるものです。
- ▶ 基本計画は、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村を取り巻く様々な情勢の変化に対応できるよう、おおむね5年ごとに変更することとされています。

新たな基本計画の構成

第1

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上と食料安全保障を確立**

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

第2

食料自給率の目標

食料自給率の目標

〔カロリーベース：37%(2018)→45%(2030)
生産額ベース：66%(2018)→75%(2030)〕

食料国産率の目標（新規）

〔カロリーベース：46%(2018)→53%(2030)
生産額ベース：69%(2018)→79%(2030)〕

食料自給力指標（食料の潜在生産能力）

第3

講ずべき施策

食料の安定供給の確保

農業の持続的な発展

農村の振興

東日本大震災、大規模自然災害

団体

食と農に関する国民運動の展開

新型コロナウイルス等への対応

我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐ

第1

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

- ・農林水産物・食品輸出額の倍増（H24年比）
- ・生産農業所得は高い水準を維持（H30年：3.5%増）
- ・若者の新規就農者数の増加

国内外の環境変化

- ・国内市場の縮小と海外市場の拡大
- ・TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
- ・頻発する大規模自然災害、新たな感染症
- ・CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定

今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

※ おおむね5年ごとに見直し

第4

施策推進に必要な事項

国民視点・現場主義に立脚

EBPMの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理

効果的・効率的な施策の推進

行政手続のデジタルトランスフォーメーション

幅広い関係者・関係府省との連携

SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進

財政措置の効率的・重点的運用

参考

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

農業構造の展望

農業経営の展望

新たな食料・農業・農村基本

－ 食料・農業・農村基本法に基づき、おおむね5年ごとに、10年程度先

新たな基本計画のポイント

- 農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進
〔 生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
若者の新規就農 18,800人/年(2009～2013平均) → 21,400人/年(2014～2018平均) 〕
- 中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ
- 農林水産物・食品の輸出を2030年までに5兆円とする目標を設定
〔 農林水産物・食品輸出額 6,117億円(2014) → 9,121億円(2019) 〕
- 関係府省等と連携し、農村振興施策を総動員した「地域政策の総合化」
- 食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成

基本的方針、食料自給率目標等

【施策の基本的な方針】

- ・ 「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立

【食料自給率目標等】

<食料自給率目標>

カロリーベース：37%(2018) → 45%(2030) 生産額ベース：66%(2018) → 75%(2030)

<食料国産率：飼料自給率を反映せず、国内生産の状況を評価するため新たに設定>

カロリーベース：46%(2018) → 53%(2030) 生産額ベース：69%(2018) → 79%(2030)

<食料自給力指標>

- ・ 我が国食料の潜在生産能力を評価する指標。農地面積に加え、新たに労働力や省力化の農業技術も考慮した指標を提示。また、新たに2030年の見通しも提示。

計画の主なポイントについて

を見通して、食料・農業・農村基本計画を策定〔閣議決定・国会報告〕一

講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- **新たな価値の創出による需要の開拓**
 - 食市場の変化に対応した新市場創出、食品産業の競争力強化、食品ロス削減
- **グローバルマーケットの戦略的な開拓**
 - 農林水産物・食品の輸出額5兆円目標(2030年)を設定
- **消費者と食・農とのつながりの深化**
 - 食育や地産地消、国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承
- **食品の安全確保と消費者の信頼の確保**
 - 科学的知見に基づくリスク評価・管理、食品表示の適正化等を通じた消費者の信頼確保
- **食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立**
 - 不測時に備えたリスク分析と対応の検討、国際的な食料需給の把握・分析、動植物防疫措置の強化
- **TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応**
 - 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく生産基盤強化、センシティブティに十分配慮し、輸出拡大に繋がる交渉

2. 農業の持続的な発展

- **力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保**
 - 法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進
- **現場を支える多様な人材や主体の活躍**
 - 中小・家族経営など多様な経営体、農業支援サービス
- **担い手等への農地集積・集約化と農地の確保**
 - 人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働、荒廃農地の発生防止・解消
- **農業経営の安定化に向けた取組の推進**
 - 収入保険、経営所得安定対策等の着実な推進
- **農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備**
 - 農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化、農業水利施設の戦略的な保全管理、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策
- **需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化**
 - 肉用牛・酪農・園芸作物等の生産拡大など品目別対策、GAPの推進、農作業等安全対策の展開、資材・流通・加工構造の合理化
- **農業生産・流通現場のイノベーションの促進**
 - スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の活用推進、農業施策の展開におけるデジタル化の推進
- **気候変動への対応等環境政策の推進**
 - 再生可能エネルギー、気候変動対応技術の開発・普及、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進

3. 農村の振興

- **地域資源を活用した所得と雇用機会の確保**
 - 複合経営等の多様な農業経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環
- **中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備**
 - 地域コミュニティ機能の維持・強化に向けたビジョンづくり、日本型直接支払による多面的機能の発揮、鳥獣被害対策
- **農村を支える新たな動きや活力の創出**
 - 地域運営組織、関係人口の創出・拡大、半農半X等の多様なライフスタイルの提示、棚田地域の魅力発信
- **上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり**

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

- **東日本大震災からの復旧・復興**
 - 地震・津波災害及び原子力災害からの復旧・復興
- **大規模自然災害への備え**
 - 事前防災の徹底、災害に備える農業経営の取組の展開
- **大規模自然災害からの復旧**
 - 迅速な被害の把握、被災地の早期復旧支援

5. 団体

- 農協が農村地域の産業や生活のインフラを支える役割等を引き続き果たしつつ、引き続き、自己改革の取組を推進
- 農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区の機能・役割の効果的かつ効率的な発揮

6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

- 消費者、食品関連事業者、農協等の生産者団体を含めた官民の協働による、食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動の展開

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

- 国産農産物の内需の喚起、農業労働力の確保、国産原料への切替えや経営改善などの中食・外食・加工業者対策等の機動的実施、食料供給についての情報提供

食料・農業・農村基本計画

—我が国の食と活力ある農業—



(令和2年3月)の目指す姿

農村を次の世代につなぐためにー



食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

変化する国内外の情勢やマーケットに多彩に適応しつつ、新たな安全・安心な食を安定的に供給し、

新たな価値の創出による需要の開拓

新たな市場創出に向けた取組

健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応。



食品産業の競争力の強化



食品流通の合理化
労働力不足への対応

環境問題への対応



需要に応じた 新たなバリューチェーンの創出



【国内の情勢変化】

人口は高齢化・減少。食料支出は加工向けが増加する見通し。

| | | 食料支出の構成割合 | | |
|----------------------------|----|-----------|------|------|
| 人口 | | 2000 | 2015 | 2030 |
| 1.3億→1.0億 (2019) (2050) | 生鮮 | 33% | 27% | 23% |
| | 加工 | 45% | 52% | 56% |
| | 外食 | 22% | 21% | 20% |



消費者と食・農のつながりの深化

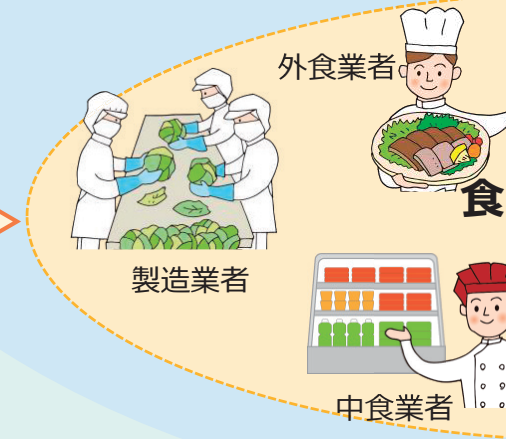
食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大



和食文化の保護・継承

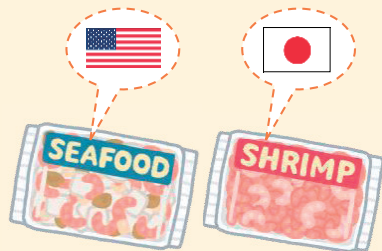


消費者と生産者の関係強化



国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼確保

- 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組強化
- 食品表示情報の充実など食品に対する消費者の信頼確保



食料供給のリスク

不測時に備えた平素からの取組

- ・ 農産物の供給に影響を与えるリスクの分析、対応策の検討
- ・ 家庭備蓄の重要性の普及啓発



の目指す姿（食料の安定供給の確保）

輸出目標（2030年までに5兆円）の下で需要を拡大するとともに、我が国の食料安全保障の確立を図る。

【海外の情勢変化】

人口は増加、世界の飲食料市場規模は増加の見通し。

人口
77億 → 97億
(2017) (2050)

世界の飲食料市場規模

| 2015 | 2030 |
|-------|---------|
| 890兆円 | 1,360兆円 |



グローバルマーケットの戦略的な開拓

農林水産物・食品の輸出促進

輸出環境の整備

- 輸出促進を担う司令塔組織の創設
- GFPを通じたグローバル産地づくり



輸出向け産地づくり

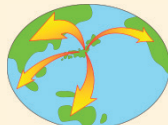
海外への商流構築、プロモーションの促進



訪日外国人向けに
多様なストーリーと結び付けた食の情報発信

プロモーション強化、
市場開拓支援

食産業の海外展開の促進



- グローバル・フードバリューチェーン
- 生産者の所得向上に繋がる海外需要の獲得

知的財産の保護・活用

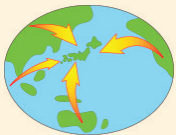


- 地理的表示（GI）保護制度の推進
- 優良な植物新品種の保護強化
- 家畜遺伝資源保護強化

を見据えた総合的な食料安全保障の確立

国際的な食料需給の把握・分析

- 世界の穀物の需給動向の把握、情報発信
- 新たな感染症リスクへの調査・分析



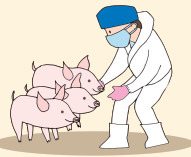
国際協力の推進

- 途上国の農業生産、食品安全の技術協力
- 東アジア地域における食料安全保障強化



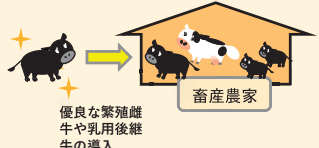
動植物防疫措置の強化

- CSF(豚熱)、ASF(アフリカ豚熱)など、動植物検疫措置の強化



TPP等新たな国際環境への対応 今後の国際交渉への戦略的な対応

- TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定を受けた、「TPP等関連政策大綱」に基づく対策の実施



優良な繁殖雌牛や乳用後継牛の導入

- 今後の貿易交渉においても、我が国の農産品のセンシティブ性に配慮しつつ、輸出拡大につながるよう目指す



輸入穀物等の安定的確保

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

次の世代への継承のため、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた同時に、地域を下支えする多様な人材の活躍の促進、農業生産基盤

地域を支える

経営

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

- 担い手への重点的な支援
担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営展開ができるよう後押し
- 法人化の加速化と経営基盤の強化
経営発展の効果が期待される農業経営の法人化について、普及啓発や指導などを進め、加速化させる
- 次世代の担い手への円滑な経営継承
農地などの資源が次世代に確実に利用されるよう、計画的な経営継承を促進
- 農業教育の充実、新規就農と定着促進
 - ・ 農業教育機関による教育内容の充実
 - ・ 地域の就農受入体制の充実により青年層の就農促進
- 女性が能力を発揮できる環境整備
 - ・ 地域農業への女性参画の推進
 - ・ 農業女子プロジェクトなどによる環境整備
- 農業界と産業界の連携



農業女子PJ

担い手

効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体



認定農業者
個人
法人
リースによる参入企業

認定新規
就農者

集落営農
(任意組織)

効率的かつ安定的な農業経営を
目指している経営体



労働力・技術力等を

農作業
(臨時雇、コントラクター、ヘルパー)



【担い手への農地

生産
技術

情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進

- スマート農業の加速化など
農業現場でのデジタル技術の利活用
 - ・ スマート農業技術の実証・導入・普及の各段階における課題解決を推進
- 農業施策の展開におけるデジタル化の推進
 - ・ 各種行政手続をオンラインでできる農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の構築、農業者等との直接的な情報提供・収集、デジタル地図を用いた農地情報の一元的管理の検討等を実行

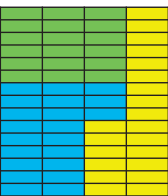
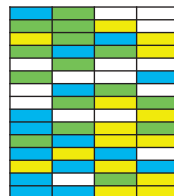


- イノベーション創出・技術開発の推進
 - ・ 現場のニーズに即した様々な課題に対応した研究開発を推進

農地

担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

- 人・農地プランの実質化の推進
人・農地プランの実質化（地域の実態を可視化した地図を用いて、地域を支える農業者が将来の農地利用を担う経営体の在り方を話し合う）により、地域農業の点検と、各種施策を一体的に実施
- 農地中間管理機構のフル稼働
手続簡素化、体制の統合一本化に伴う推進体制の強化
- 所有者不明農地への対応の強化
- 荒廃農地の発生防止・解消
多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度などを効果的に活用



の目指す姿（農業の持続的な発展）

担い手の育成・確保、農地集積・集約化を一層進める。
整備や先端技術の活用、環境政策の推進を進める。

農業経営体



サポート・支援

支援者
組織、次世代型サービス事業者等)

集積：現状6割→8割

経営

農業現場を支える多様な人材や主体の活躍

- 多様な経営体による地域の下支え
地域社会の維持に重要な役割
- 次世代型の農業支援サービス
ドローンなど先端技術を活用し、人手不足や生産性向上に寄与
- 多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進



経営

農業経営の安定化に向けた取組の推進

- 収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進
- 総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方検討
手続の電子化、申請データの簡素化等の推進

生産
技術

気候変動への対応等環境政策の推進

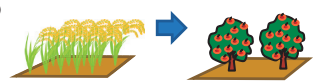
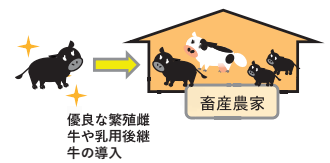
- 気候変動に対する緩和・適応策の推進
再生可能エネルギー、生産プロセスの脱炭素化、
炭素隔離・貯留の推進
- 生物多様性の保全及び利用
持続可能な生産・消費の推進、生物多様性保
全効果の見える化の推進
- 有機農業の更なる推進、土づくりの推進
- 農業分野のプラスチックごみ問題への対応
- 農業の自然循環機能の維持増進



生産
技術

需要構造等の変化に対応した 生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

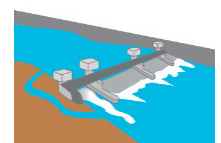
- 畜産の競争力強化
 - 国内需要の増加と輸出拡大に向け、
肉用繁殖雌牛の増頭、酪農経営の
持続的展開など生産基盤を強化
 - 家畜排せつ物の土づくりへの活用な
ど環境整備の実施
- 園芸作物等の生産体制強化
 - 加工・業務用野菜について、輸入品から国産への置き換えを目指し、
機械化一貫体系の確立やデータ駆動型農業への転換等を推進
 - 果樹の優良品目・品種への転換、省力樹形の導入等による労働生
産性の向上を推進
- 米政策改革の推進、水田における
高収益作物等への転換
 - 水田のフル活用、安定取引の推進
 - 需要に応じた麦・大豆の生産拡大、
野菜や果樹等の高収益作物への
転換の推進
- 農業生産工程管理の推進、効果
的な農作業安全対策
- 良質かつ低廉な農業資材の供給、
農産物の生産・流通・加工の合理化



農地

農業の成長産業化や国土強靱化 に資する農業生産基盤整備

- 農業の成長産業化に向けた生産基
盤整備
 - 農業の成長産業化に向け、農地の大
区画化、水田の汎用化や畑地化、畑
地や樹園地の高機能化を推進。
- 農業水利施設の戦略的な保安全管理
 - 農業水利施設を長寿命化し、ライフ
サイクルコストを低減する戦略的な保
安全管理を推進。
- 農業・農村の強靱化に向けた防災・
減災対策
 - 頻発化、激甚化する災害に適切に対
応するため、農業・農村の強靱化に向
けた防災・減災対策を推進。
- 土地改良区の体制強化



食料・農業・農村基本計画（令和2年）

①しごと（所得と雇用機会の確保）、②くらし（農村に人が住み続ける）
3つの柱に沿った施策を、関連府省、都道府県、市町村、民間事業者などが

所得と雇用機会の確保

農村に住み続ける



3月)の目指す姿(農村の振興)

ための条件整備)、③活力(農村を支える新たな動きや活力の創出)の一丸となって推進し、活力ある農村を創っていくことで、国民全体の暮らしに資する。

ための条件整備

農村を支える新たな動きや活力の創出

の発揮の促進

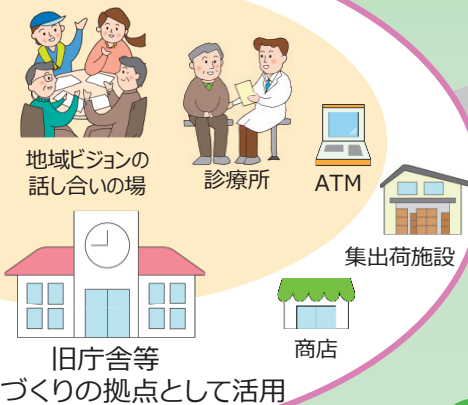
情報基盤

インフラ確保



農地付き空き家の
情報提供

ニティ機能の維持・強化



都市農業の推進



遠隔診療

病院

移住・新規就農

地域を支える
体制・人材

地域おこし協力隊

サテライトオフィス

二地域居住

半農半X

田園回帰

関係人口の創出・拡大

移住相談

ふるさと納税

クラウドファンディング

棚田カード

農村の魅力発信

日本農業遺産など

移動販売車

域外流通

ETC・一般

第1

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と課題

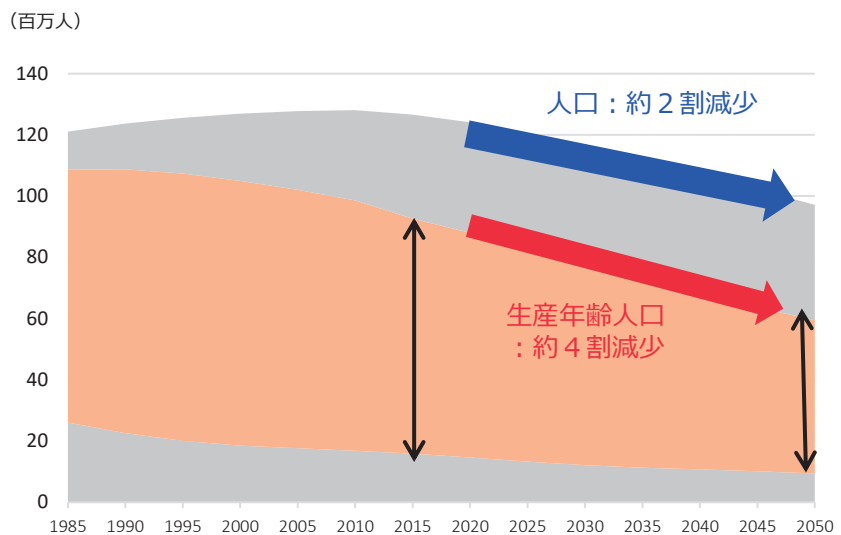
- ▶ 前基本計画の策定以降、生産農業所得の増加や農林水産物・食品の輸出拡大、若者の新規就農といった成果が現れてきている一方、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、TPP等の新たな国際環境、頻発する自然災害や家畜の伝染性疾病などの課題に直面し、生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退が懸念されています。
- ▶ こうした中で、国内外の様々な需要に対応できるよう、生産基盤の強化を図り、農業・農村の持続性を高めていくことが重要です。

国内の人口・労働力の変化

我が国では、少子高齢化・人口減少が本格化し、国内の人口については、2050年には、2015年比で約2割の減少が見込まれています。

特に、労働力の担い手である生産年齢人口は、2050年には2015年比で約4割の減少が見込まれており、その減少が顕著となっています。

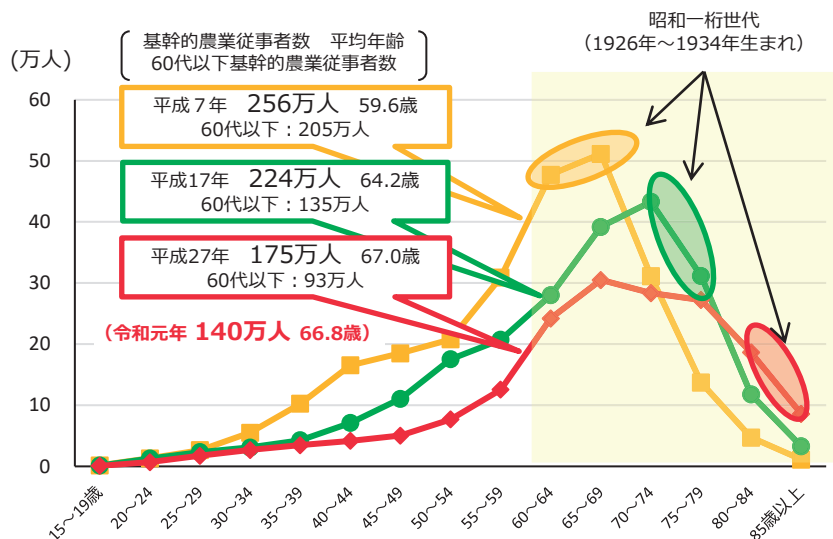
図表12-1 日本の人口推移予測



出典：総務省統計局「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）2018（平成30）年推計」

農業分野においても、我が国の農業を支える基幹的農業従事者は年々高齢化し、今後一層の減少が見込まれることから、担い手の確保が困難となり、農業の持続可能性が懸念される地域が発生するおそれがあります。

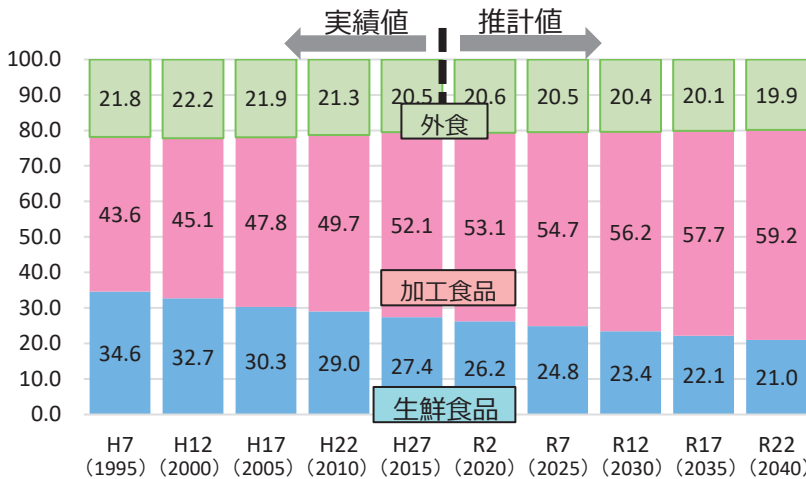
図表12-2 基幹的農業従事者の年齢構成の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）、「農業構造動態調査」

国内の食料消費の変化と見通し

図表13-1 食の外部化の進展



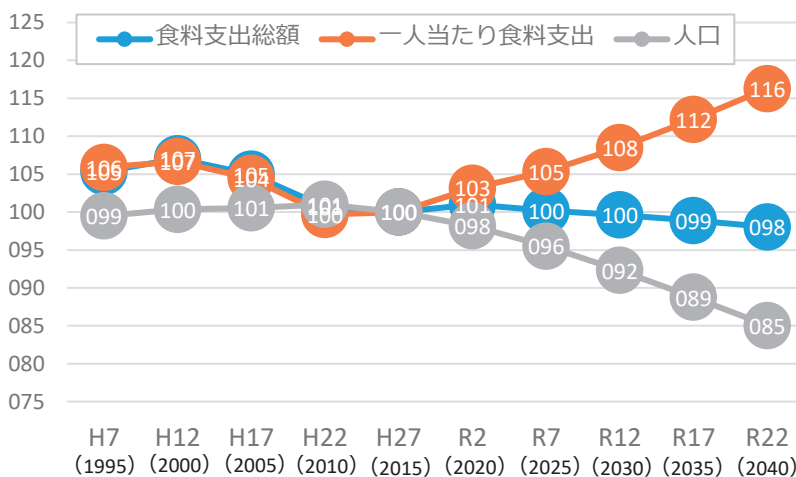
注：1. 平成27年までは、家計調査、全国消費実態調査等より計算した実績値で、令和2年以降は推計値。

2. 生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目。

資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計（2019年版）」（令和元年8月）

単身世帯や共働き世帯の増加と、それに伴うライフスタイルの変化に伴い、食の外部化が一層進むと見込まれることから、食料需要は生鮮食品から付加価値の高い加工食品にシフトすると見込まれています。

図表13-2 食料支出総額、一人当たり食料支出の推計

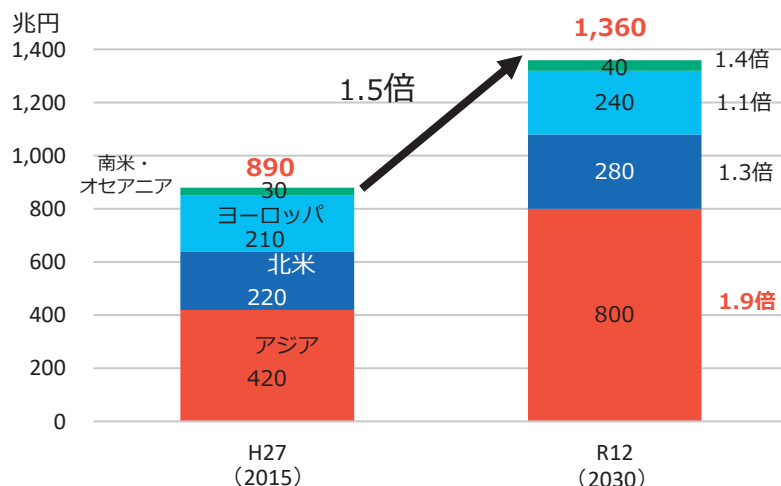


資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計（2019年版）」（令和元年8月）

加工食品の支出割合の増加などの影響から、1人当たりの食料支出は増加していく見込みです。その一方で、人口減少が進むことにより、1人当たり食料支出の伸びを相殺し、食料支出総額は当面はほぼ横ばい、長期的には縮小していく見込みです。

世界の飲食料市場規模の見通し

図表13-3 世界の飲食料市場規模の見通し



※グラフの数値は四捨五入して表示してある。

資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」（平成31年3月）

世界の飲食料の市場の規模は、令和12年には1,360兆円に拡大すると見込まれます。（平成27年比1.5倍）

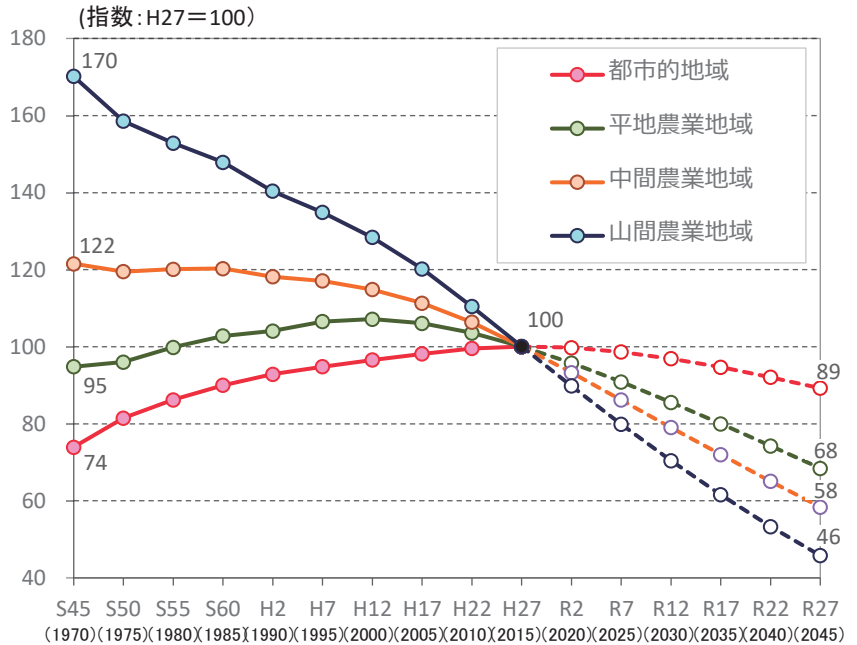
地域別に見ると、1人当たりGDPの伸びが大きいアジアは、420兆円から800兆円と1.9倍に拡大する見込みです。

併せて、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定により、世界のGDPの約6割を占める巨大な市場が構築されます。このため、国内市場への対応と併せて、世界の食市場を獲得していくことが重要となります。

図表14-1 農業地域類型別の人口推移と将来予測

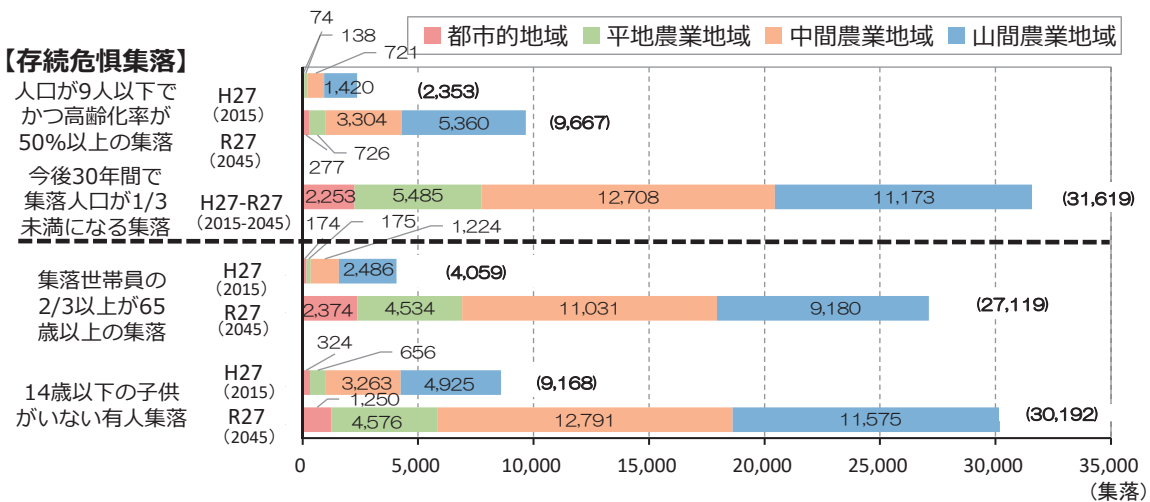
農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行しており、今後、地域内の共同活動や保全管理活動が困難な地域が増加するのみならず、生活インフラも維持できなくなるおそれがあります。

また、存続危惧集落は、30年後には、4倍以上に増加すると予想されます。これらの9割が中山間地域に所在する集落となっており、農業の生産基盤への影響が懸念されています。



注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。
 注2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。
 出典：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測－西暦2045年における農村構造－」(令和元年8月)

図表14-2 人口減少と少子・高齢化の進行による集落の変容（推計結果）



出典：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測－西暦2045年における農村構造－」(令和元年8月)
 注：集落ごとに行ったコーホート分析によって推計した年齢別の集落人口に基づく。

第1

施策の推進に当たっての基本的な視点

- 農業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ります。
- その際、以下の視点に立って施策を推進していきます。

1 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進

国内の社会構造の変化に伴う消費の減少や食の外部化の進展に対応するため、変化するニーズに即した生産体制やバリューチェーンの構築が必要となります。

一方、今後拡大する世界の食市場を獲得し、農業者の所得向上を図るため、海外の販路開拓や海外の規制・需要に応じたグローバル産地づくりを進めていく必要があります。

2 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成

食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保することが必要です。国内の農業生産の増大に向けては、生産面の取組と併せて、国産農産物が消費者から積極的に選択される状況を作り出す消費面の取組が重要です。

3 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開

農業の持続性を確保していくため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要です。併せて、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍を促し、生産基盤を強化していくことが重要です。

4 スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進

今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、農業を成長産業にしていくためには、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX））の実現が不可欠です。

5 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮

農村を維持し、次の世代に継承していくため、効果的・効率的な国土利用の視点も踏まえて関係府省・地方公共団体・事業者等と互いに連携し、「地域政策の総合化」を図ることが重要です。

6 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化

近年頻発する大規模自然災害や、CSF（豚熱）などの家畜疾病、さらには新型コロナウイルス感染症といった、農業の持続性を脅かすリスクへの対応が、今後ますます重要になります。

7 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進

引き続き、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と、6次産業化や農村発イノベーションの推進等を通じた農村地域の関連所得の増大が重要です。

8 SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開

食料・農業・農村分野においても、経済・社会・環境の諸課題に統合的に取り組んでいく必要があります。

第2

食料自給率の目標

- 食料の安定供給を確保するとともに、国内外の需要の変化に対応した農業生産を推進していくために克服すべき課題を品目ごとに示し、それらの課題が解決された場合に実現可能な水準として、令和12年度における総合食料自給率の目標を供給熱量ベースで45%、生産額ベースでは75%と設定しました。
- 併せて、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を適切に反映し、国内生産の状況を評価する指標として、食料国産率の目標を新たに設定しました。

総合食料自給率の推移

我が国の食料自給率は、長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は概ね横ばい傾向で推移しています。

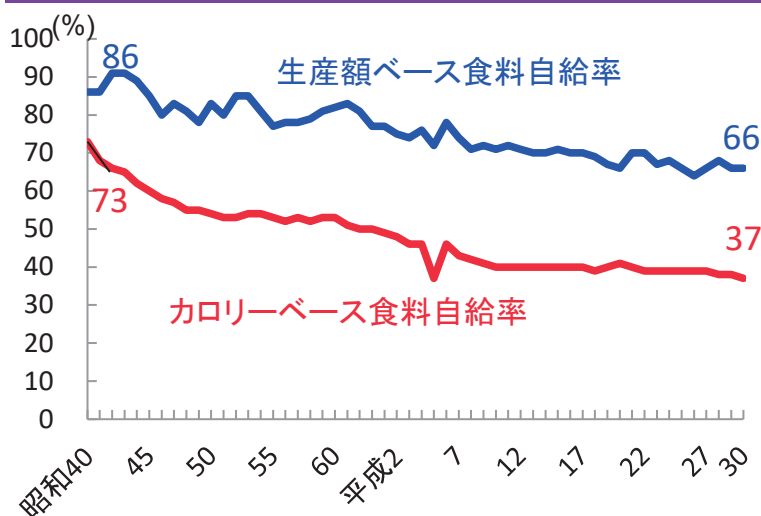
【供給熱量（カロリー）ベース】

- ・基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目。
- ・食料安全保障の状況を評価。

【生産額ベース】

- ・経済的価値に着目。
- ・高い付加価値を有する野菜、果実、畜産物などの生産活動をより適切に反映。

図表17-1 食料自給率の推移



総合食料自給率の目標

食料消費見通し及び生産努力目標（図表17-1）を前提に、諸課題が解決された場合に実現可能な水準として、食料自給率の目標を定めました。

(参考)

| | 2018年度 (基準年度) | 2030年度 (目標年度) |
|---------------------|------------------|------------------|
| 供給熱量ベースの 総合食料自給率 | 37% | 45% |
| 生産額ベースの 総合食料自給率 | 66% | 75% |

| | 2018年度 (基準年度) | 2030年度 (目標年度) |
|---------|-----------------------------|------------------|
| 農地面積 | 442.0万ha (2019年439.7万ha) | 414万ha |
| 述べ作付け面積 | 404.8万ha | 431万ha |
| 耕地利用率 | 92% | 104% |

国内生産に着目した食料国産率の目標

| | 2018年度 (基準年度) | 2030年度 (目標年度) |
|-------------------|------------------|------------------|
| 飼料自給率 | 25% | 34% |
| 供給熱量ベースの 食料国産率 | 46% | 53% |
| 生産額ベースの 食料国産率 | 69% | 79% |

総合食料自給率の目標と併せて、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を適切に反映し、国内生産の状況を評価する指標として、食料国産率の目標を新たに設定しました。

食料消費の見通し及び生産努力目標

令和12年度における食料自給率目標を達成するためには、①食料消費面においては、消費者と食と農とのつながりを深めること、食の外部化・簡便化に対応した国産農産物の需要拡大に取り組むことが、②農業生産面においては、国内外の需要の変化に対応した生産・供給を計画的に進めるとともに、生産基盤の強化をすることが重要であり、こうした視点に立って、品目ごとの食料消費の見通しと生産努力目標を設定しました。

(例)

小麦・大豆：耐病性等に優れた新品種の開発導入や団地化・ブロックローテーションの推進。

牛肉：繁殖雌牛の増頭推進、中小・家族経営も含めた生産性向上・規模拡大、輸出促進による国産牛肉の需要拡大。

野菜：水田を活用した新産地の形成等を通じた加工・業務用野菜の生産拡大、野菜の成人1日当たり摂取量の拡大(目標350g)

図表17-1 令和12年度における食料消費の見通しと生産努力目標

| 品目 | 食料消費の見通し | | | | 生産努力目標(万トン) | |
|---------------------|---------------------|--------|--------------|--------|-------------|-------------|
| | 1人・1年当たり消費量(kg/人・年) | | 国内消費仕向量(万トン) | | 生産努力目標(万トン) | |
| | 平成30年度 | 令和12年度 | 平成30年度 | 令和12年度 | 平成30年度 | 令和12年度 |
| 米 (米粉用米、飼料用米を除く) | 54 | 50 | 799 | 714 | 775 | 723 |
| 米粉用米 | 0.2 | 0.9 | 2.8 | 13 | 2.8 | 13 |
| 飼料用米 | - | - | 43 | 70 | 43 | 70 |
| 小麦 | 32 | 31 | 651 | 579 | 76 | 108 |
| 大麦・はだか麦 | 0.3 | 0.3 | 198 | 196 | 17 | 23 |
| 大豆 | 6.7 | 6.4 | 356 | 336 | 21 | 34 |
| そば | 0.7 | 0.7 | 14 | 13 | 2.9 | 4.0 |
| かんしょ | 3.8 | 4.0 | 84 | 85 | 80 | 86 |
| ばれいしょ | 17 | 17 | 336 | 330 | 226 | 239 |
| なたね | - | - | 257 | 264 | 0.3 | 0.4 |
| 野菜 | 90 | 93 | 1,461 | 1,431 | 1,131 | 1,302 |
| 果実 | 36 | 36 | 743 | 707 | 283 | 308 |
| てん菜 (<精糖換算>) | | | | | 361 <61> | 368 <62> |
| さとうきび (<精糖換算>) | <18> | <17> | <231> | <206> | 120 <13> | 153 <18> |
| 茶 | 0.7 | 0.7 | 8.6 | 7.9 | 8.6 | 9.9 |

| 品目 | 食料消費の見通し | | | | 生産努力目標(万トン) | |
|----------------|---------------------|--------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| | 1人・1年当たり消費量(kg/人・年) | | 国内消費仕向量(万トン) | | 生産努力目標(万トン) | |
| | 平成30年度 | 令和12年度 | 平成30年度 | 令和12年度 | 平成30年度 | 令和12年度 |
| 生乳 | 96 | 107 | 1,243 | 1,302 | 728 | 780 |
| 牛肉 (<枝肉換算>) | 6.5 | 6.9 | 93 <133> | 94 <134> | 33 <48> | 40 <57> |
| 豚肉 (<枝肉換算>) | 13 | 13 | 185 <264> | 179 <256> | 90 <128> | 92 <131> |
| 鶏肉 | 14 | 15 | 251 | 262 | 160 | 170 |
| 鶏卵 | 18 | 18 | 274 | 261 | 263 | 264 |
| 飼料作物 | - | - | 435 | 519 | 350 | 519 |

注：飼料作物は良質粗飼料の可消化養分総量(TDN)である。

(参考)

| 品目 | 食料消費の見通し | | | | 生産努力目標(万トン) | |
|-----------------|---------------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 1人・1年当たり消費量(kg/人・年) | | 国内消費仕向量(万トン) | | 生産努力目標(万トン) | |
| | 平成30年度 | 令和12年度 | 平成30年度 | 令和12年度 | 平成30年度 | 令和12年度 |
| 魚介類 (<うち食用>) | 24 <24> | 25 <25> | 716 <569> | 711 <553> | 392 <335> | 536 <474> |
| 海藻類 | 0.9 | 0.9 | 14 | 13 | 9.3 | 9.8 |
| きのこ類 | 3.5 | 3.8 | 53 | 54 | 47 | 49 |

注：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口を乗じ、これに減耗量等を加えたものである。

食料自給率目標(飼料自給率を反映)

飼料自給率反映 11%

牛肉の食料自給率
11% (カロリーベース)
(H30)

飼料も含めて
本当に自給できるのが
どれだけかわかるよ。



- ・国産飼料のみで生産可能な部分を厳密に評価できる。
- ・国産飼料の生産努力が反映される。

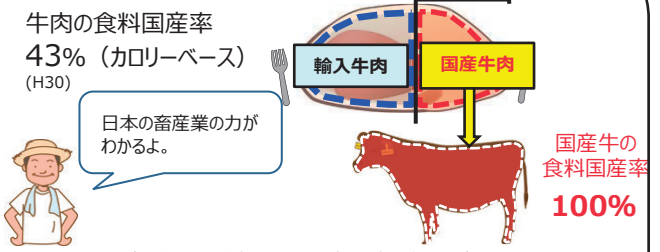
➡ 我が国の食料安全保障の状況进行评估

食料国産率目標【新規】(飼料自給率を反映しない)

43%

牛肉の食料国産率
43% (カロリーベース)
(H30)

日本の畜産業の力が
わかるよ。



- ・需要に応じて増頭・増産を図る畜産農家の努力が反映される。
- ・日ごろ、国産畜産物を購入する消費者の実感と合う。

➡ 飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況进行评估

➡ 「食料国産率」と「飼料自給率」の双方の向上を図りながら、「飼料自給率を反映した食料自給率」の向上を図る

第2

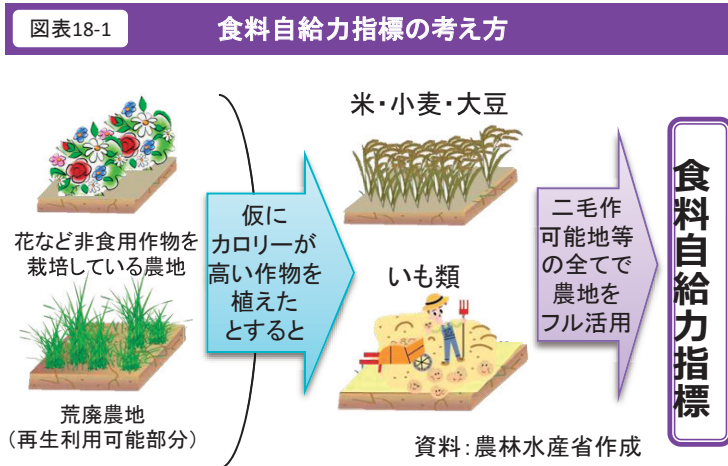
食料自給力指標（食料の潜在生産能力）

- ▶ 我が国の食料の潜在生産能力を供給熱量で示す食料自給力指標については、指標の改良を行い、農業労働力や省力化の農業技術も考慮した指標としました。
- ▶ また、令和12年度の見通しも提示し、将来に向けた農地や農業労働力の確保、単収向上が食料自給力の向上にどのように寄与するかを評価できるようにしました。

食料自給力指標の考え方と食料自給率との関係

不測の事態が発生した場合は、国内において最大限の食料供給を確保する必要があることから、平素から我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を把握しておくことが重要です。

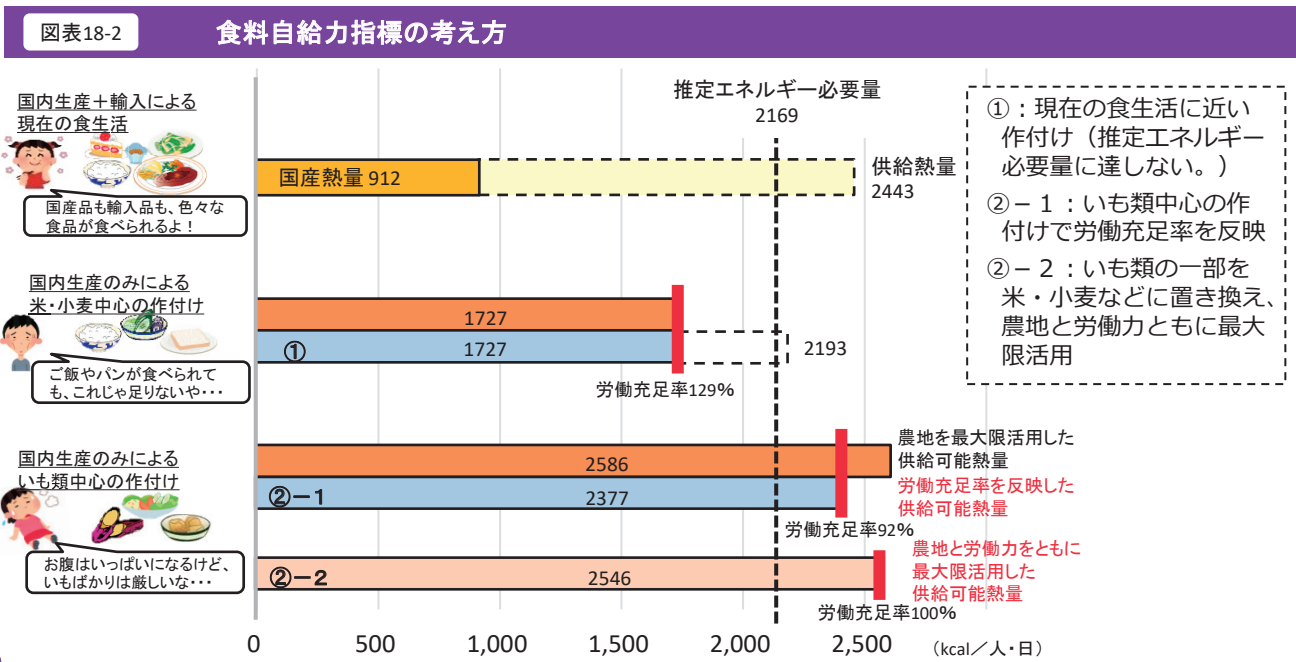
このため、「国内生産のみでどれだけ食料を最大限生産することが可能か」（食料の潜在生産能力）を試算した指標として、「食料自給力指標」を設定しました。



食料自給力指標の姿

現在（平成30年度）の食料自給力指標を見ると、「米・小麦中心の作付け」では日本人の平均的な1人当たりの推定エネルギー必要量を下回る一方、「いも類中心の作付け」ではこれを上回っています。

「いも類中心の作付け」では、その作付けに必要な労働力が1割程度不足するため、作付けの一部を米・小麦などの省力的な作物に置き換え、農地と労働力とともに最大限活用した場合の供給可能熱量も示しています。



将来（令和12年度）における食料自給力指標の見通し

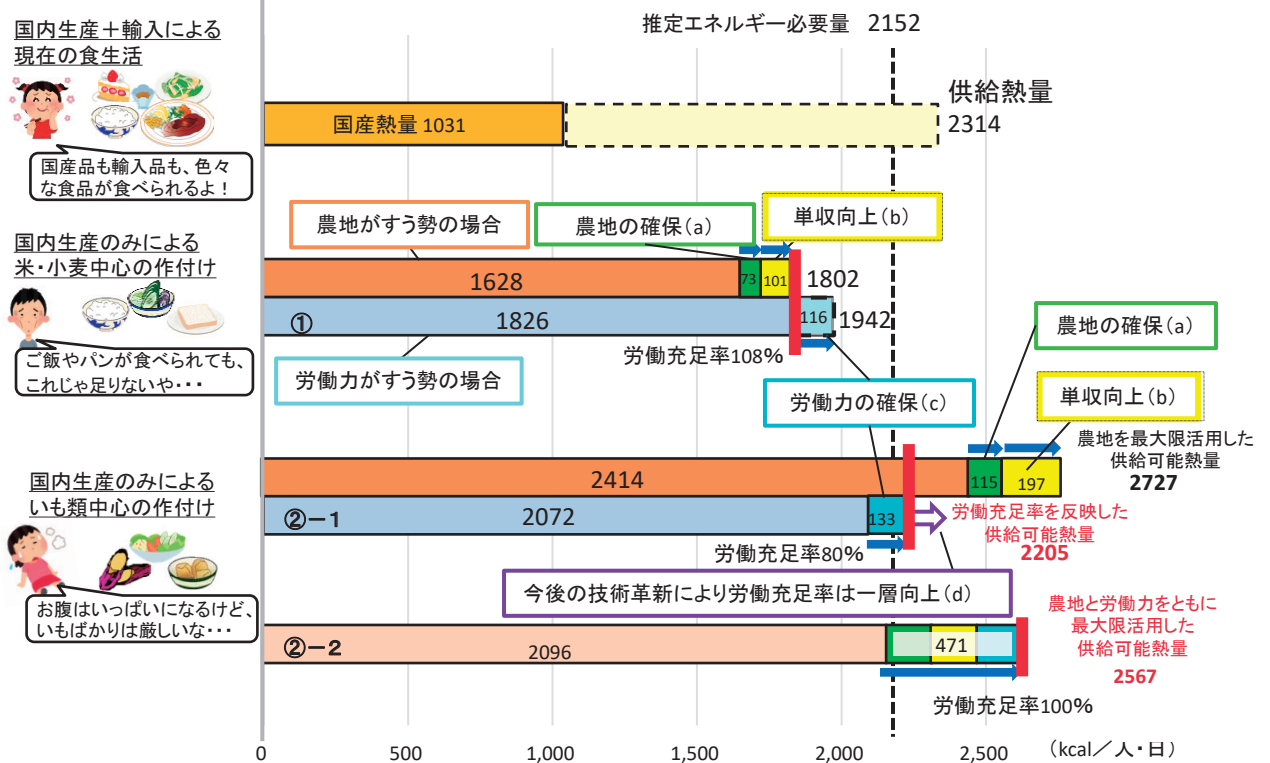
新たな基本計画においては、将来に向けた農地や農業労働力の確保、単収の向上が、それぞれ1人・1日当たり供給可能熱量の増加にどのように寄与するかを示しています。

農地の確保(a)や単収の向上(b)が進めば、農地を最大限活用した場合の供給可能熱量は、「農地がすう勢の場合」から押し上げられます。

また、青年層の新規就農者の定着率の向上等により、労働力の確保(c)が進めば、労働充足率を反映した供給可能熱量は「労働力がすう勢の場合」から押し上げられます。さらに技術革新が進めば更に押し上げられます(d)。

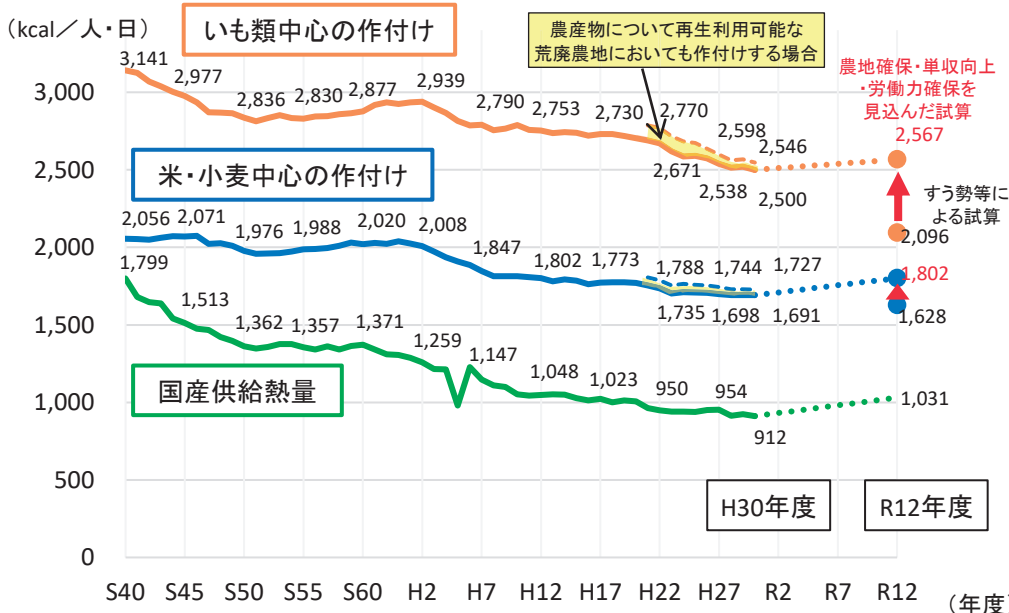
こうした食料自給力指標と農地の確保、単収の向上、労働力の確保や技術革新に取り組むことが重要です。

図表19-1 令和12年度の食料自給力指標の見通し



食料自給力指標の推移

図表19-2 食料自給力指標の推移と見通し



食料自給力指標は、農地面積の減少、単収の伸び悩み等により平成30年度まで低下傾向で推移してきました。

令和12年度における、農地確保・単収向上・労働力確保を見込んだ試算は、すう勢等による試算と比べて、米・小麦中心の作付け、いも類中心の作付けともに供給可能熱量が押し上げられます。

第3の 1

基本計画 P.28~P.30

新たな価値の創出による需要の開拓

- ▶ 高齢化やライフスタイルの変化による食の外部化・簡便化の進展や健康志向等を踏まえ、消費者や実需者ニーズの多様化・高度化への対応を進めつつ、関係者の連携・協働による新たな価値の創出を推進します。

新たな市場創出に向けた取組

国民の健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、

- ・介護食品の普及
- ・食を通じた健康管理を支援するサービス
- ・ビッグデータなどを活用したスマート育種
- ・食と先端技術を掛け合わせたフードテック

といった新たな市場創出に向けた取組を推進します。

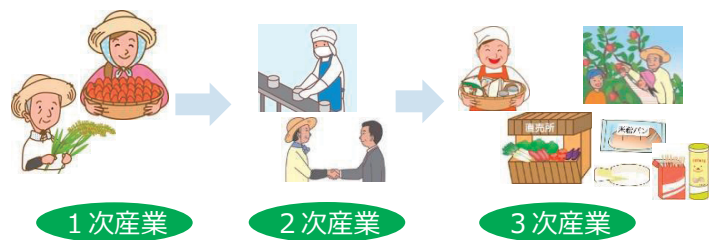
図表20-1 新たな市場創出に向けた取組



需要に応じた新たなバリューチェーンの創出

これまでの6次産業化の取組を更に発展させ、農業と、食品製造業などの2次産業、観光業などの3次産業との積極的な連携による付加価値の高いビジネスの創出を推進します。

図表20-2 6次産業化の新たな展開



食品産業の競争力の強化

食品産業の競争力強化に向け、

- ・サプライチェーン全体での合理化
- ・労働力不足の解消に向けた取組
- ・取引の円滑化や消費者の選択合理化等に資するJAS、国際規格の制定・活用などを推進します。

図表20-3 食品流通の合理化



図表20-4 特色JASマーク



食品ロス等をはじめとする環境問題への対応

事業系食品ロスを半減させる目標の達成に向け、食品ロス削減の取組を加速化します。

また、食品産業分野におけるプラスチックごみ対策を強化します。

食品関連事業者による気候関連リスクマネジメントの取組を推進します。

図表20-5 環境問題への対応



食品ロス削減国民運動のロゴマーク「ろすのん」



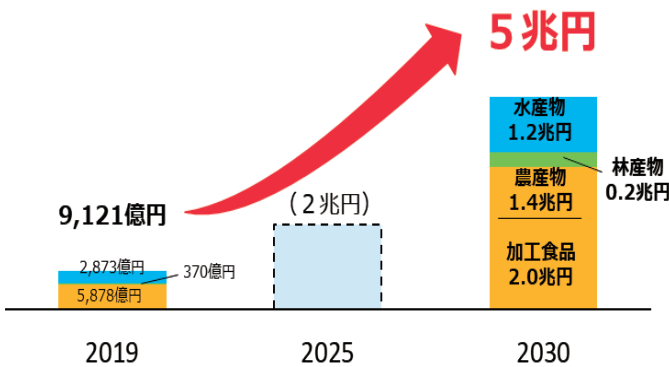
プラスチックごみの排出抑制などの取組推進マーク

グローバルマーケットの戦略的な開拓

- 農業者の所得向上に向け、政府一体となって農林水産物・食品の輸出の促進を図ります。
- 食産業の海外展開の促進や知的財産等の保護・活用に取り組みます。

農林水産物・食品の輸出促進

図表21-1 新たな輸出目標



輸出促進を担う司令塔組織として農林水産物・食品輸出本部を農林水産省に創設し、実行計画の作成や進捗管理を行い、政府一体となった輸出の促進を図ります。

輸出阻害要因に対応し輸出拡大につなげる環境整備を進めるとともに、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を通じた、グローバル産地づくりや、品目ごとの課題に応じた輸出拡大に資する生産基盤の強化を推進します。

また、日本産農林水産物・食品の輸出拡大につなげるため、JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）による戦略的なプロモーションを実施します。

図表21-2 輸出拡大に向けたプロモーション



海外見本市での商談



盆栽の販売促進活動

さらに、モノの輸出のみならず、我が国の技術やノウハウを活用したグローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業（食品産業や農業等）の海外展開など、海外需要の獲得のための取組を戦略的に推進します。

知的財産等の保護・活用

図表21-3 地理的表示保護制度



地理的表示保護マーク

登録製品の例

地理的表示（GI）保護制度の更なる認知度向上を図り、我が国GI製品の海外における保護を強化します。

また、我が国で開発された優良な植物新品種は、現行の品種登録制度では海外への持ち出しが制限できないことから、保護の強化や適切に保護される環境整備に取り組みます。

さらに、優良な家畜の遺伝資源についても保護の強化に取り組みます。

第3の 1

基本計画 P.33~P.34

消費者と食・農とのつながりの深化

- ▶ 消費者と食・農とのつながりの深化に向けて、食生活や食習慣の変化等を踏まえた食育や地産地消の推進、国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承、消費者と生産者の関係強化に取り組みます。

食育の推進と国産農産物の消費拡大

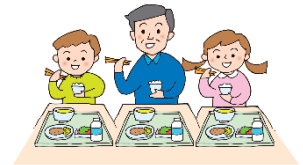
消費者や食品関連事業者積極的に国産農産物を選択してもらえよう、交流を進め、消費者が日本の食や農を知り、触れる機会の拡大を図ります。

食生活の多様化や世代の特性等も踏まえながら食育の推進、地産地消などによる国産農産物の消費拡大を推進します。

図表22-1 消費者とのつながりを深める取組



消費者と農業者・食品関連事業者との交流



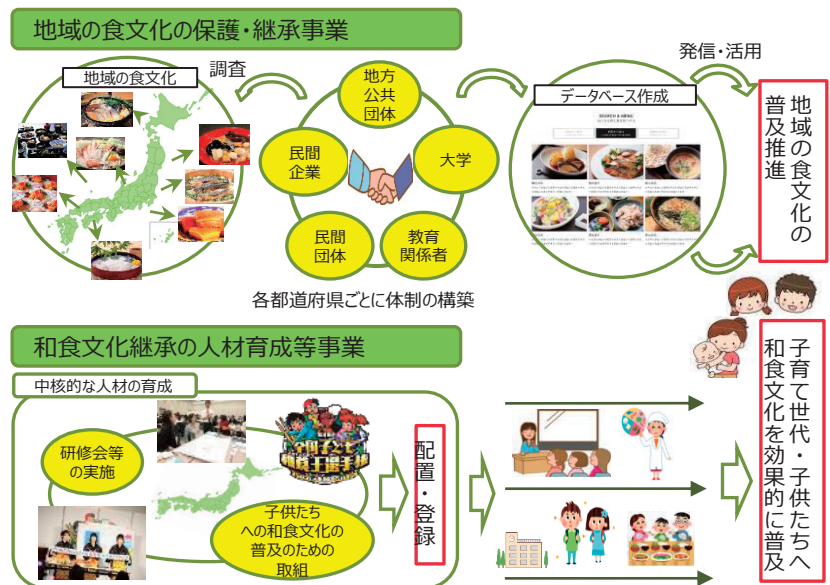
学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用・地産地消の推進

和食文化の保護・継承

「自然を尊重する」という心に基づいた日本人の食習慣である和食文化の保護・継承等に向け、

- ・和食の健康有用性に関する科学的エビデンスの蓄積
- ・各地域の郷土料理の調査・データベース化
- ・次世代への和食文化継承に向けた中核的な人材育成
- ・農林水産物等の輸出を後押しするための和食の評価（芸術性等）向上を推進します。

図表22-2 和食文化の保護・継承



消費者と生産者の関係強化

家庭での調理機会の減少など、食と農の距離が拡大する一方で、消費者が農業者と直接結びつき農産物取引の事前契約を行う地域支援型農業（CSA：Community Supported Agriculture）も行われていることから、ECサイトやSNSの活用等により産地と消費者とが結びつく取組を推進します。

図表22-3 消費者と生産者の関係強化



ジャパン・ハーヴェスト
(生産者と消費者の交流の場)



ECサイトの活用

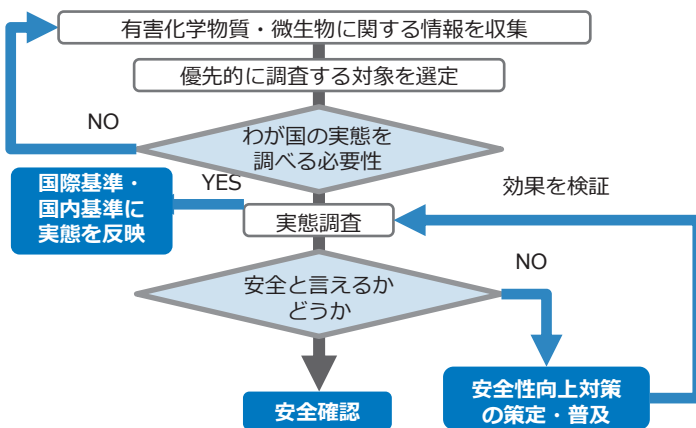
第3の 1

国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

- 「後始末より未然防止」の考え方を基本に、食品の安全と消費者の信頼を確保するため、科学的知見に基づき、国際的な枠組みによる、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションを引き続き着実に推進します。
- 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保に取り組みます。

科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

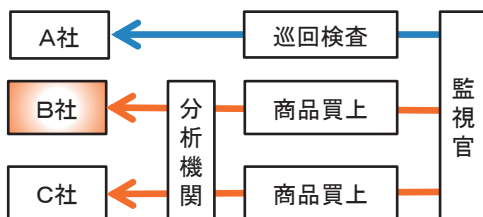
図表23-1 食品の安全確保の取組



- ・食品中の汚染実態の調査の実施
 - ・生産者や食品関連事業者と連携した安全性向上対策の策定
 - ・食品安全に関する国際基準や規範の策定
- などの取組を行うとともに、生産、製造、輸入などの各段階ごとに食品の安全確保を図るために必要な取り組みを実施します。

食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

図表23-2 科学的な分析手法を活用した監視



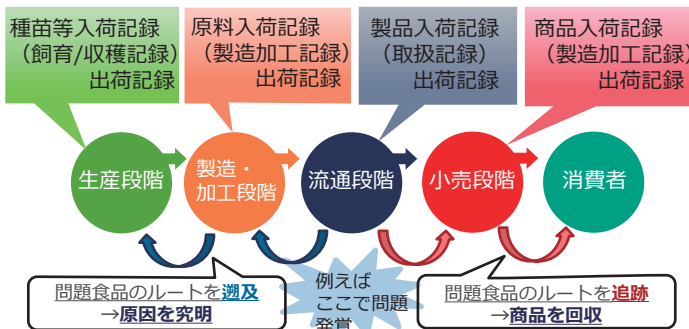
分析機関による科学的分析の結果、疑義の生じたB社を立入検査。違反を確認した場合は指示・公表。

DNA鑑定など科学的な分析手法を活用し、効果的・効率的に監視し、食品表示の適正化を推進します。

加工食品の原料原産地表示について、食品関連事業者に対するセミナー等により制度を周知します。

外食・中食における原料原産地表示は、中小事業者でも円滑に取り組める環境整備を図ります。

図表23-3 食品トレーサビリティ



食品事故などの問題が発生した場合に、ロット番号を照合して記録をたどることができる食品トレーサビリティの普及啓発を行います。

食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立

- ▶ 近年、世界人口の増加や経済発展に伴う食料需要の増加、気候変動、家畜疾病など我が国の食料安定供給に影響を及ぼす可能性のある要因が顕在化しています。
- ▶ 不測時に備え、平素からリスクの影響等の分析・評価や対応策の検討・見直し、輸入穀物等の安定的な確保、動植物防疫措置の強化などに取り組み、総合的な食料安全保障の確立を図ります。

不測時に備えた平素からの取組

我が国の主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクについて、その影響度合い等を平素から分析し、影響を軽減するための対応策を検討、実施します。

不測の事態に迅速に対応できるよう、「緊急事態食料安全保障指針」に即し、事態ごとのシナリオによるシミュレーション、実効性検証や更なる充実を行います。

また、大規模災害に備えた家庭備蓄の重要性の普及啓発を通じて、食料安全保障への理解醸成を図ります。

図表24-2 家庭備蓄の例



図表24-1 穀物の輸入状況



米国におけるトウモロコシ輸出の作業状況

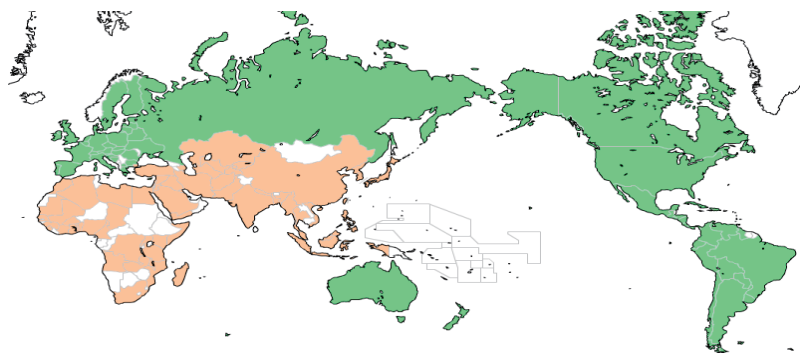
国際的な食料需給の把握・分析、輸入穀物等の安定的な確保、国際協力の推進

世界の穀物等の需給状況や長期的な需給予測、輸入相手国の物流・インフラの状況などの情報収集・分析・発信を行います。

海外からの輸入に依存している穀物等の安定供給を確保するため、輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集等を通じて輸入の安定化や多角化を図ります。

また、飢餓・貧困や、栄養不良、気候変動等の地球規模課題に対応するため、国際協力を推進します。

図表24-3 地域別の主要作物の需給状況の見通し



注: 緑色は2050年において輸出超過となる地域、橙色は輸入超過となる地域である。

動植物防疫措置の強化

図表25-1 家畜伝染病対策



農場侵入防護柵
(飼養衛生管理の強化)



野生イノシシ用
CSF経口ワクチン
(野生動物対策)



空港で活躍中の
検疫探知犬
(水際対策)

ASF (アフリカ豚熱)、CSF (豚熱) をはじめとする家畜の伝染性疾患の海外からの侵入防止のため、国内にウイルスを「侵入させない」ための水際対策の徹底と、万が一侵入した場合に備え、農場に「持ち込ませない」ための飼養衛生管理の強化等の国内防疫の徹底を推進します。

また、植物病害虫についても、海外からの侵入防止のため、水際対策を推進するとともに、発生予防及びまん延防止のため、適期防除、侵入病害虫の早期防除、植物の移動規制等の対策の強化や、防除技術の高度化等に取り組みます。

第3の 1

基本計画 P.38

TPP等新たな国際環境への対応、 今後の国際交渉への戦略的な対応

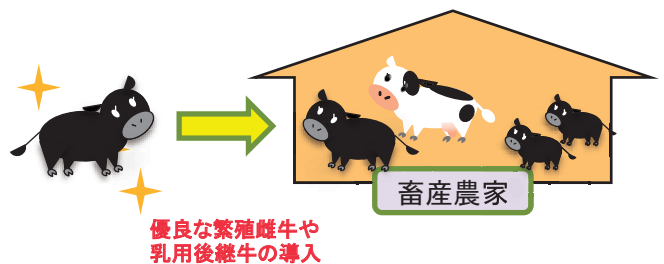
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、確実に再生産可能となるよう、生産基盤の強化や経営安定・安定供給へ備えた措置を講じます。
- 今後の農産物貿易交渉においても、センシティブティに十分に配慮し、交渉を行うとともに、輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指します。

● 国際競争力のある産地イノベーションの推進

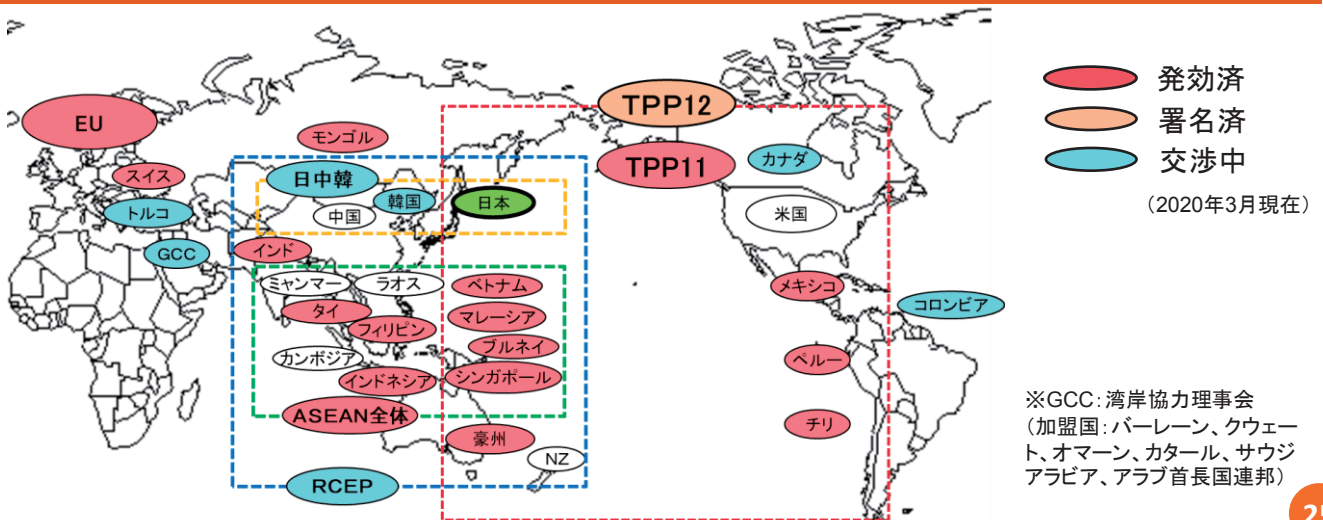


貯蔵・加工等の拠点整備

● 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクト



図表25-3 経済連携協定の現状



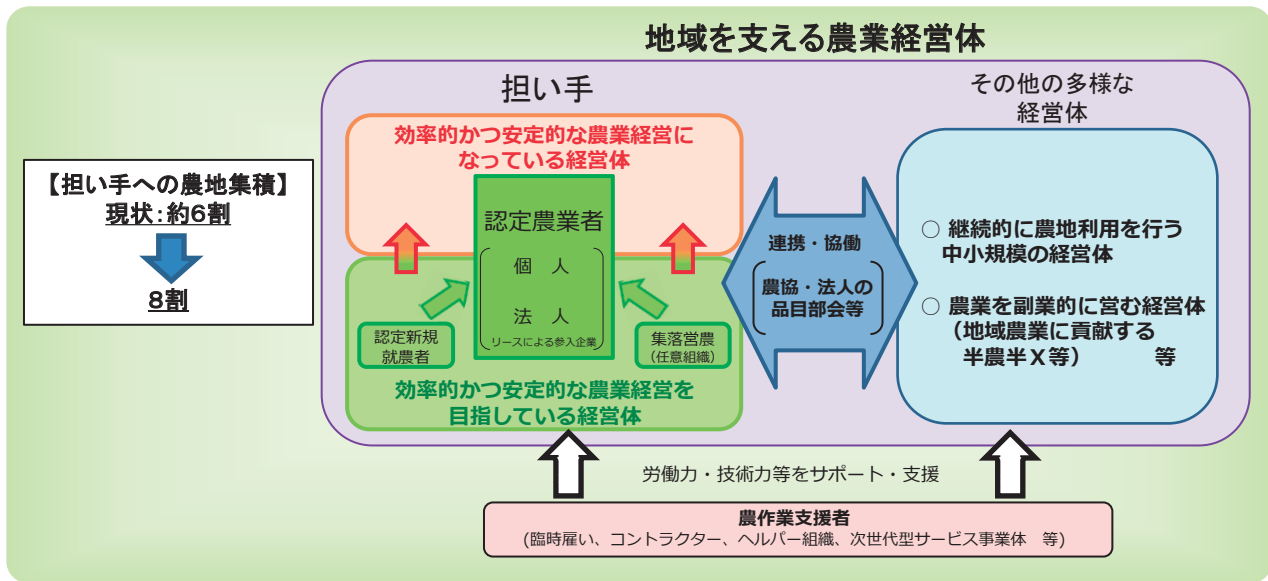
第3の 2

基本計画 P.39~P.42

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

- ▶ 経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人等経営形態の別にかかわらず、担い手の育成・確保を進めます。
- ▶ 次世代の担い手への円滑な経営継承、農業教育の充実、青年層の新規就農と定着の促進、女性が能力を發揮できる環境整備、リース方式による企業の農業参入を進めます。

図表26-1 望ましい農業構造の姿

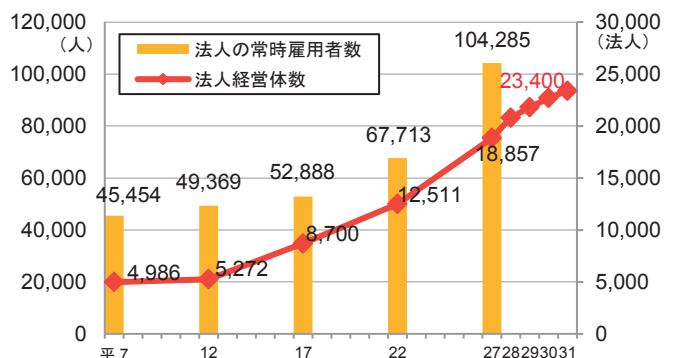


認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

農業の「担い手」の方々が、主体性と創意工夫を發揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、出資や融資、税制などの支援を重点的に実施します。

その際、農業経営の法人化には、経営管理の高度化や、安定的な雇用の確保など経営発展の効果が期待されるため、法人化の加速化を後押しする取組を推進します。

図26-2 法人経営体数と常時雇用者数の推移



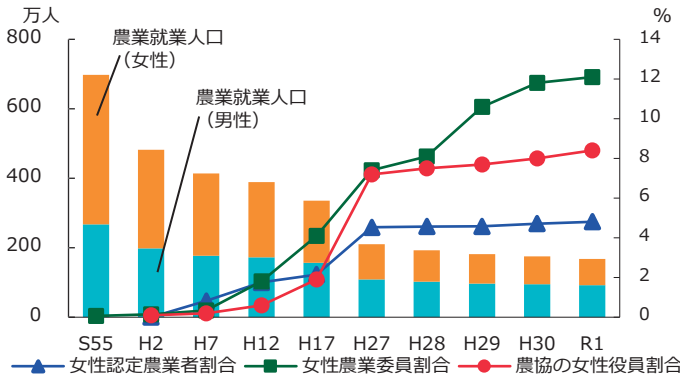
資料：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」

経営継承や新規就農、人材の育成・確保等

農業の持続的な発展を維持していくため、農地などの資源が次世代の担い手に着実に利用されるよう、経営継承の支援体制の整備を進めていきます。

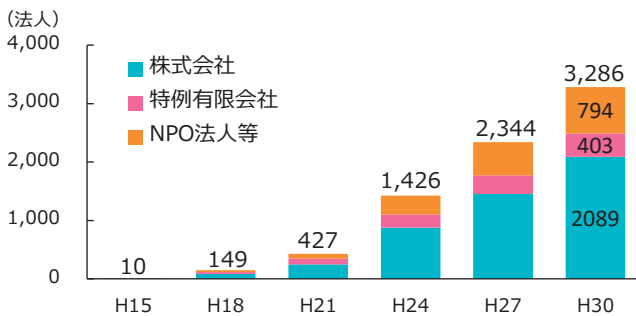
若い人に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業教育の充実を進めます。また、幅広い世代の就農希望者に対する実践的なリカレント教育を推進します。農業内外からの新規就農と定着促進のため、関係機関が連携し、地域の就農受入体制を充実します。

図27-1 女性農業者の推移



農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしています。地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードできる女性農業者を育成し、女性登用を一層促進するとともに、「農業女子プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の促進によって、女性農業者が活動しやすい環境を作ります。

図27-2 参入企業の推移



企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、特に担い手が不足している地域においては農地の受皿として期待されることから、引き続き、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進します。

第3の 2

基本計画 P.42~P.43

農業現場を支える多様な人材や主体の活躍

- 農業者の一層の高齢化と減少が進行している中、地域の農業生産や必要な農地を確保し、持続可能なものとしていくためには、担い手の育成・確保と併せて、産地単位での連携・協働や、多様な人材や主体の活躍を促進することが重要です。
- このため、多様な人材や主体による農業生産や地域の下支えを図られるよう、環境整備を進めていきます。

図27-3 次世代型農業支援サービス



ドローンによる農薬散布の代行 自動収穫ロボットの貸出

中小規模経営や家族経営など、農業現場では多様な経営体が産地単位で連携・協働し、地域社会の維持に重要な役割を果たしており、生産基盤の強化に取り組むとともに、産業政策と地域政策の両面から支援していきます。

生産現場における人手不足等の課題に対応するため、ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品関連事業者と連携した収穫作業などの次世代型の農業支援サービスの定着を促進します。

図27-4 農業分野の働き方改革の推進



資料：全国農業会議所ホームページ

農業現場での人材確保を円滑に進めるため、労働時間の管理、作業の標準化やマニュアル化等のマネジメントの強化など、農業分野での「働き方改革」を推進します。

第3の 2

基本計画 P.43~P.44

担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

- 農地中間管理機構のフル稼働により、人・農地プランの実質化を推進し、担い手への農地の集積・集約化の加速化を図ります。
- 共同活動の支援、鳥獣被害対策の実施、農地の集積・集約化、基盤整備などにより、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

担い手への農地集積・集約化の加速化

地域の農業者と、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合、土地改良区といったコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって人・農地プランの実質化を推進します。

加えて、農地中間管理事業の手續簡素化、体制の統合一本化に伴う推進体制の強化により、担い手への農地の集積・集約化を加速化します。

特に、農地利用の効率化や、スマート農業を促進する等の観点で、農地の集積・集約化が今後、更に重要になることを踏まえた現場の取組の推進を図ります。

所有者不明農地については、民事基本法制等の見直しの検討状況を踏まえ、関係府省と連携して必要な検討を行います。

図28-1 人・農地プランの実質化の推進

1 アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

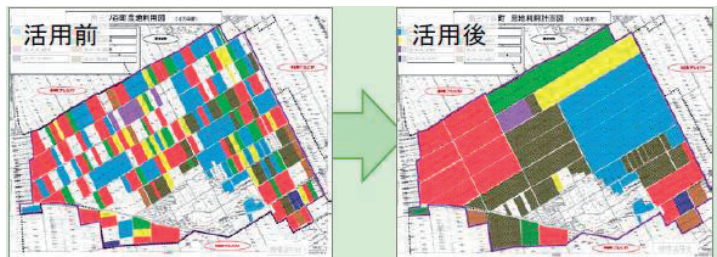
2 現況把握

1を地図化し、5～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話合いの場で活用。

3 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

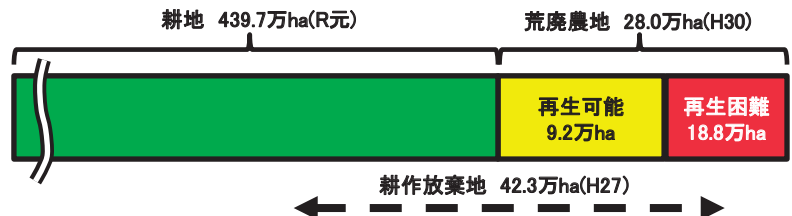
1、2を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話合いを行い、5～10年後の農地利用を担う中心経営体の在り方を原則集落ごとに決めていく。

農業委員会・農地バンクを中心に、地域で人・農地プランを見直し、農地バンクを活用して農地の集約化を実現した事例（滋賀県彦根市）



荒廃農地の発生防止・解消の推進等

図表28-2 農地・荒廃農地について



出典：大臣官房統計部「耕地及び作付面積統計(令和元年)」、「2015年農林業センサス」、農村振興局「平成30年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

注1)耕地は休耕地及び不作付地を含む値である。

注2)耕作放棄地は、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地(農家等の主観ベースの面積)を表すものである。

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めます。

また、荒廃農地の発生要因や地域、解消状況を詳細に調査・分析します。

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の確保と有効利用の取組を推進します。

| | |
|--------------------|---|
| ○荒廃農地 | 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地 |
| ○再生利用が可能な荒廃農地 | 荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの |
| ○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地 | 荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができずと見込まれるものに相当するもの |

第3の 2

農業経営の安定化に向けた取組の推進

- 収入保険の普及促進・利用拡大を図るとともに、経営所得安定対策等を着実に実施します。
- 総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討します。また、手続の電子化、申請データの簡素化等を推進します。

収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進

平成31年1月から収入保険を開始しました。収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

収入保険の普及促進・利用拡大を図るため、農業共済組合をはじめ行政、農業協同組合や農業法人協会等の関係団体等が連携して推進体制を構築し、加入促進の取組を進めます。

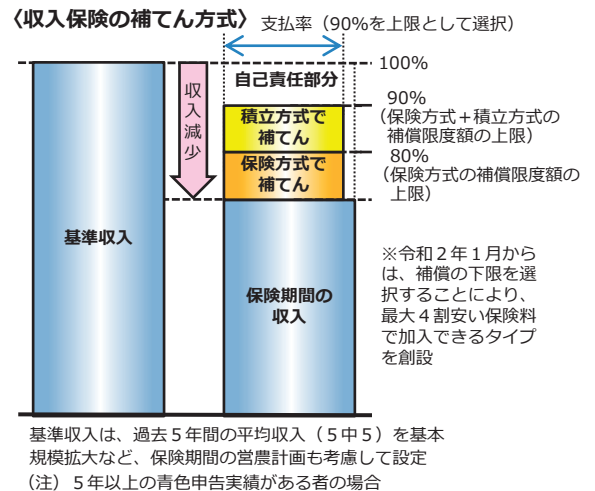
図29-1 収入保険の概要

- ・ 保険料の掛率は1%程度で、基準収入の8割以上の収入を補償
- ・ 原則として全ての農産物を対象に、自然災害だけでなく、価格低下など農業経営上のリスクを幅広く補償

〈収入保険の対象となるリスク例〉

| | | |
|-------------------------------|------------------------|-----------------------|
| <p>自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった</p> | <p>市場価格が下がった</p> | <p>災害で作付不能になった</p> |
| <p>けがや病気で収穫ができない</p> | <p>倉庫が浸水して売り物にならない</p> | <p>輸出したが為替変動で大損した</p> |

実施主体：全国農業共済組合連合会



総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方の検討等

図29-2 手続きの電子化の効果

○ 手続き電子化による効果

担い手(申請者)

- 電子申請による書類作成等の負担軽減
- 認定農業者申請システムとの連携により、添付資料(認定書の写し)が省略可能



地域農業再生協議会

- 申請書の配布・回収・データ入力等の負担軽減
- 協議会が個別管理するシステムを全国統一データベース化することで保守等のコスト低減
- 現地確認によるデータ再入力の負担軽減



国(農政局等)

- 申請から交付までの業務の効率化
- 申請者の記入漏れや入力ミスが減少し、審査業務の負担軽減



データ利用

- 農業情報として有用な作付面積データ等の多目的利用(データ連携)

収入保険については、「農業保険法」において施行後4年を目途に制度の在り方等を検討する旨規定されていることを踏まえ、ナラシ対策、野菜価格安定制度など関連施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、令和4年を目途に必要な措置を講ずることとしています。

また、手続の電子化の推進、申請データの簡素化等を行い、総合的なセーフティネットの窓口体制の改善・集約化を検討し、申請側と審査側双方の利便性向上・事務負担軽減を図ります。

農業の成長産業化や国土強靱化に資する 農業生産基盤整備

- 農業の成長産業化を進めるため、農地の大区画化、水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化等を推進します。
- 農業水利施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を徹底して推進します。
- 頻発化、激甚化する災害に適切に対応するため、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策を推進します。

農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農地の大区画化等を推進します。また、産地収益力を向上させるため、水田の汎用化や、畑地等の高機能化を推進します。

加えて、自動走行農機やICT水管理等の技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するとともに、農業・農村における情報通信環境を整備します。

図30-1 自動走行農機の活用を可能にする農業生産基盤整備

RTK-GNSS※基地局等の情報インフラの整備



衛星測位データを基地局で補正することにより、高精度の自動走行を実現

自動走行農機の効率的な作業に適した農地整備



農機の旋回を容易にし、作業効率率が向上するターン農道の設置



自動走行トラクターの無人運転の状況



営農作業上の障害を除去する用排水路の管路化

※ RTK-GNSSとは、高精度（数センチ単位）で測位可能な衛星測位システムのこと。

資料：農林水産省作成

農業水利施設の戦略的な保全管理

基幹から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、施設の点検、機能診断、監視等を通じた適切なりスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設を長寿命化を推進します。

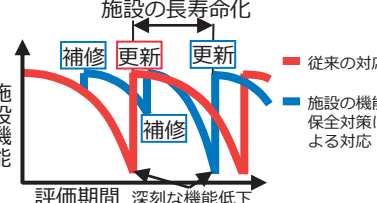
農業水利施設の更新の際、集約や再編、統廃合等によりストックの適正化を推進します。さらに、施設の点検や機能診断等を省力化・高度化するため、ロボットやAI等の利用に関する研究開発や実証調査を推進します。

図30-2 農業水利施設の戦略的な保全管理

データ蓄積しつつ継続実施



施設の長寿命化



補修 更新 更新 補修

— 従来の対応
— 施設の機能保全対策による対応

評価期間 深刻な機能低下

ポンプ設備の機能診断



潤滑油等の採取 分析

ポンプの摩耗による金属粉

水路トンネルの無人調査ロボット



目視点検調査 ロボットによる調査

資料：農林水産省作成

農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

頻発化、激甚化する災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心暮らしを実現するため、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等のハード対策とハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進します。

ため池については、ハザードマップの作成や、堤体の改修・廃止、決壊による周辺地域への被害防止を推進します。

災害の未然防止のための排水対策の推進や、既存ダムへの洪水調節機能強化を推進します。

図30-3 農業水利施設の機能強化(洪水対策や耐震化)

台風をはじめとする豪雨災害等の自然災害の激甚化



台風19号による浸水被害



洪水被害を受けた集落排水施設

農業水利施設等における豪雨対策等の防災・減災対策

- 洪水被害防止対策
 - 排水機場の改修
 - 排水路の改修
- 耐水対策の整備
 - 耐水扉の設置
- 非常用電源設備の設置
 - 非常用電源設備の設置

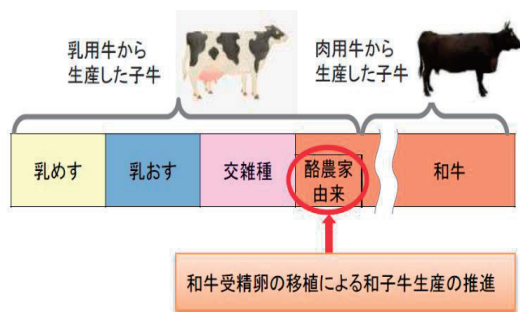
資料：農林水産省作成

需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

- ▶ 消費者や実需者のニーズを踏まえ、国産農産物の供給を行う担い手や中小・家族経営など多様な人材の総合力の発揮を進めつつ、各品目の生産基盤を強化するとともに、労働安全性の向上や生産資材の低コスト化、流通・加工の合理化等を推進していきます。

肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化、新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化

図表31-1 和牛受精卵移植の推進



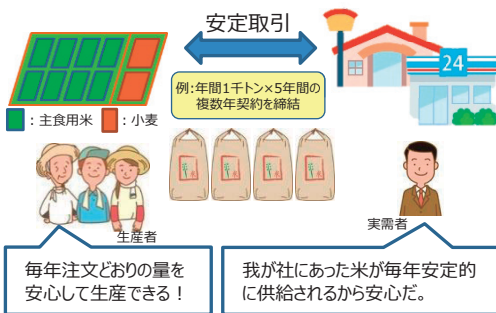
消費者や実需者のニーズを踏まえ、各品目の生産基盤の強化を進めます。

- 肉用牛：肉用繁殖雌牛の増頭、和牛受精卵の増産
- 酪農：地域全体での増頭・増産、性別別技術の活用
- 野菜：水田を活用した加工・業務用野菜の産地化や、周年供給体制の構築、機械化一貫体系の確立、データ駆動型農業への転換
- 果樹：優良品目・品種への転換の加速や、省力樹形の導入等による労働生産性の向上、水田等を活用した新産地の育成
- 花き：労働生産性向上に対応した品種・技術の開発・普及、海外需要の創出とそれに対応した栽培体系の確立、日常生活における花きの利用拡大
- 茶：海外需要や多様化したニーズに対応するため、抹茶や有機茶等への転換や改植・新植 など

米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

図表31-2 需要に応じた生産・販売、安定取引

- 生産者自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行い、複数年契約等による安定的な取引を促進。



国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえた生産者や集荷業者・団体による需要に応じた生産・販売を推進します。また、生産コストの低減等による生産性の向上、事前契約・複数年契約等による安定取引、米の機能性に着目した情報発信やインバウンドを含む新たな需要の取り込み、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成を進めます。

需要が高まっている麦・大豆については、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連坦化・団地化を通じたコストの低減等の取組を進めます。

水田の畑地化・汎用化や機械・施設の導入等を計画的かつ一体的に進め、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図ります。

農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開

図表31-3 農作業安全対策の展開



事故調査に基づく対策を分かりやすく取りまとめたリスクカルテ
 研修用URL：https://nitinoki.or.jp/risksite/anzenkakunin_y.html
 法人用URL：https://nitinoki.or.jp/risksite/anzenkakunin_t.html

令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、指導方法の確立、産地単位での導入、農業教育機関におけるGAP教育の充実を図ります。

また、農業は死亡事故発生率が他産業と比べて高い状況にあることから、農作業事故の発生状況を把握し、調査・分析結果を活用することで、リスクの高い作業を行う場合に必要な安全対策の徹底を促すなど、地域の実態に応じた農作業安全対策を総合的に推進します。

良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の流通・加工の合理化

良質で低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化を図るため、規制や規格の見直し、事業再編・参入の促進、農業資材価格や農産物流通の見える化等を推進します。

情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの推進

- ▶ デジタル技術を活用したデータ駆動型の農業経営によって、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業（FaaS(Farming as a Service))への変革を進める施策を強力に推進します。
- ▶ 先端技術を活用したスマート農業の現場実装を推進します。
- ▶ 現場のニーズに即した様々な研究開発を推進します。

スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の利活用の推進

熟練農業者の技術継承や中山間地域等の地域特性に応じてスマート農業技術の実証・導入・普及までの各段階における課題解決を図ります。

また、シェアリングやリースによる新たな農業支援サービスの創出、スマート農業のための農地の基盤整備、農業データ連携基盤等を活用したデータ連携、技術発展に応じた制度的課題等への対応を図るため、「スマート農業プロジェクト」を立ち上げ、スマート農業の現場実装が進むよう、必要な施策を検討・実施します。

図32-1 スマート農業技術の例



農業施策の展開におけるデジタル化の推進

農林水産省の各種行政手続をオンラインでできる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の構築や、農業者等との直接的な情報提供・収集、デジタル地図を用いた農地情報の一元的管理や効果的な活用方法の検討を行い、実行します。

デジタル技術を活用した様々なプロジェクトを「農業DX構想」（仮称）として取りまとめ、デジタル技術の進展に合わせてプロジェクトを追加・修整しながら機動的に実行し、デジタル技術を活用し、自らの能力を存分に発揮して経営展開できる農業者が大宗を担う農業構造への転換を目指します。

図32-2 農業のデジタルトランスフォーメーション



イノベーション創出・技術開発の推進

現場のニーズに即した様々な課題に対応した研究開発や、温暖化等の地球的規模の課題解決や新産業の創出につながる研究開発を推進するために、産学官と農業の生産現場が一体となったオープンイノベーションを促進します。

図32-3 研究開発の例



繋ぎ牛舎でも利用できる高度な搾乳システムの開発

温暖化によるナシの発芽不良を軽減する施肥技術等の開発



カイコによる高性能な動物医薬品等原料の生産技術の開発

第3の 2

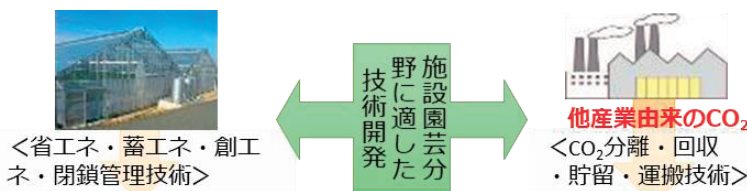
基本計画 P.53~P.55

気候変動への対応等環境政策の推進

- ▶ 農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策や農地による吸収源対策を推進します。
- ▶ また、生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進、土づくりの推進、農業分野プラスチックごみ問題への対応など、農業分野における環境政策を推進します。

気候変動に対する緩和・適応策の推進

図33-1 温室効果ガスの排出削減



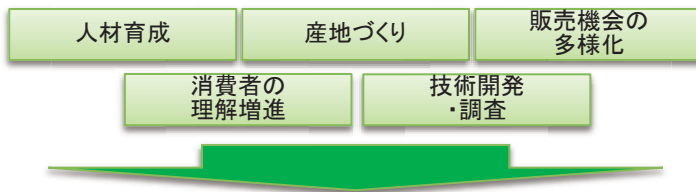
家畜排せつ物等を有効利用したバイオガス化の取組や省エネルギー性能の高い施設園芸設備・機器の導入、再生可能エネルギーのフル活用等により、温室効果ガス排出削減目標の確実な達成に向けた取組を強化します。

化石エネルギーの使用量ゼロと収量・品質の向上の実現

生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進、土づくりの推進

図33-2 有機農業の推進

○ 国内外への有機食品の需要拡大に応じた安定供給体制の構築に向けた取組



生物多様性保全の観点から、環境創造型の農業を推進します。

有機農業の拡大に向け、生産拡大と有機食品の国産シェア拡大を推進します。

| | | | |
|------------------------|---------|--------|---------------|
| 【有機農業の取組面積】 | 23.5千ha | (2017) | → 63千ha(2030) |
| 【有機農業者数】 | 11.8千人 | (2009) | → 36千人(2030) |
| 【有機食品の国産シェア】 | 60% | (2017) | → 84% (2030) |
| 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】 | 17.5% | (2017) | → 25% (2030) |

農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応

図33-3 農畜産業のプラスチックごみ対策

| | |
|--|--|
| <p>1. 施設園芸における廃プラスチック対策の推進</p> <p>排出時期のピークカットや減容化等による排出抑制 油化、ペレット化によるエネルギー循環利用</p> | <p>2. 生分解性マルチ導入の推進</p> <p>生分解性マルチの現地実証</p> |
| <p>3. 畜産における廃プラスチック対策の推進</p> <p>サイレージ用ラップフィルムの過剰包装抑制等の現地実証</p> | <p>4. プラスチックを使用した被覆肥料の実態調査</p> <p>被覆肥料の被膜殻のほ場(水田)からの流出実態調査</p> |

農業分野のプラスチックごみ問題に対応するため、廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進、排出抑制のための中長期展張フィルムや生分解性マルチの利用拡大等の取組を推進します。

【適正処理】

- ・ 熱回収も含めたりサイクル率を上昇

【排出抑制】

- ・ 施設園芸におけるプラスチック排出の減少
- ・ 生分解性マルチの年間利用量を増加
- ・ 畜産分野における廃プラスチックの排出削減

【流出防止】

- ・ 被覆肥料に由来するマイクロプラスチックの海洋への流出を抑制

第3の 3

地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

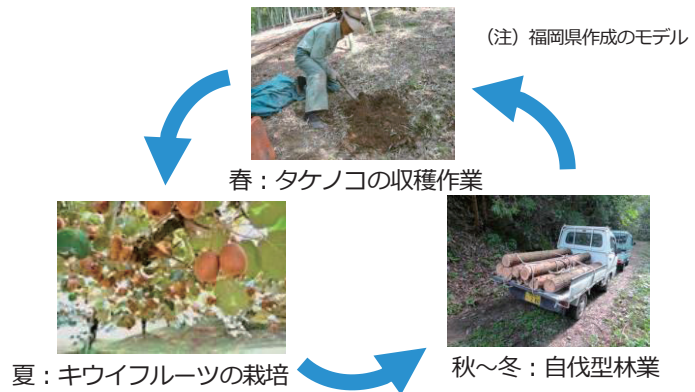
- 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営を推進します。
- 農泊、ジビエ利用等の多様な地域資源を活用して新たな価値を創出する取組を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入等を通じて地域経済循環の拡大を図ります。
- 多様な機能を有する都市農業を推進します。

中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

中山間地域等の特性を活かして、中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域特性を活かした作物や現場ニーズに対応した技術の導入を推進するとともに、米、野菜及び果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営モデルを提示します。

図表34-1 中山間地域における複合経営のイメージ

農業と林業の複合経営を通じた経営安定化のモデル例



地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保

多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、農村の地域資源を他分野と組み合わせる取組である「農村発イノベーション」を推進します。

農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進します。

図表34-2 農村発イノベーションのイメージ



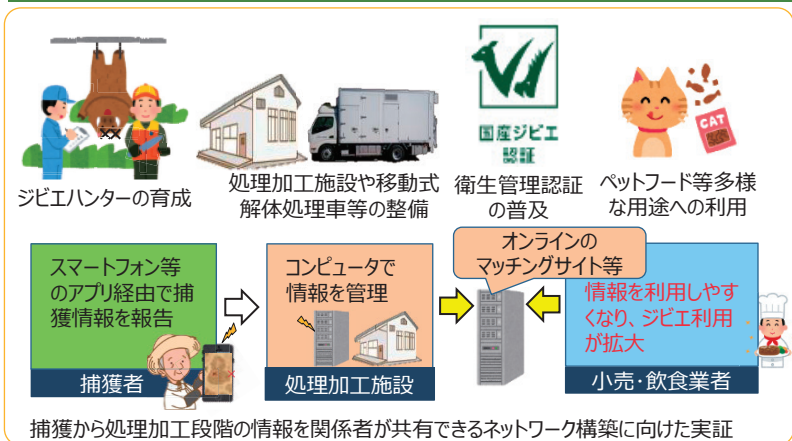
農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、都市と農村の交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進します。

地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実、利用者がストレスなくサービスを受けられる受入環境の整備、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設の整備、専門家の派遣による現地指導等を実施します。

図表34-3 地域資源を活用した農泊コンテンツとインバウンド対応



図表35-1 ジビエ利用拡大に向けた対策



鳥獣被害防止に資するとともに、捕獲した鳥獣を農村の所得を生み出す地域資源に変えていくため、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得した人材の育成、処理加工施設や移動式解体処理車等の整備、野生鳥獣肉の安全性の確保、衛生管理認証の普及、ペットフード等の多様な用途への利用、関係者が共有できる捕獲から処理加工までの情報のネットワーク化等を推進します。

図表35-2 農福連携等推進ビジョンの概要

- I 農福連携等の推進に向けて**
「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進
- II 農福連携を推進するための3つのアクション**
- 1 認知度の向上**
農業者や国民全体への理解促進に向けた取組を実施（メリットの発信、プロモーションの展開等）
 - 2 取組の促進**
相談体制の整備、農業経営体や障害者施設等が取り組みやすくなるための環境整備等を推進（農業版ジョブコーチの育成、マッチングの仕組みの構築、農業経営体の収益力強化等）
 - 3 取組の輪の拡大**
経済界や消費者を巻き込んだ国民的運動として推進（コンソーシアム設置、優良事例の表彰等）
- III 「農」「福」連携の広がりの展開**
林業及び水産業において、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進等

農福連携の一層の推進を図るため、農福連携のメリットの発信等を通じた認知度の向上、働きやすい環境の整備や専門人材の育成等を通じた取組の促進、各界の関係者が参加するコンソーシアムの設置と優良事例の普及等を通じた取組の輪の拡大を推進します。

また、林福連携や水福連携の取組を推進するとともに、高齢者、生活困窮者等に対する取組を推進します。

地域経済循環の拡大

図表35-3 農山漁村における再生可能エネルギーの地域内活用



バイオマス発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や地域内活用の促進、新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた技術開発や普及等を推進します。

地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売を通じて、農畜産物等の地域内消費を推進します。

農村におけるSDGs達成に向けた取組を普及します。

多様な機能を有する都市農業の推進

図表35-4 都市農業のメリットを活かした特色ある取組



都市農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解の醸成といった役割を果たすなど、多様な機能を有しています。

こうした都市農業の有する多様な機能を発揮するため、農業経営の維持発展、立地条件を活かした地産地消、農作業体験や交流活動等の取組を促進します。

中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

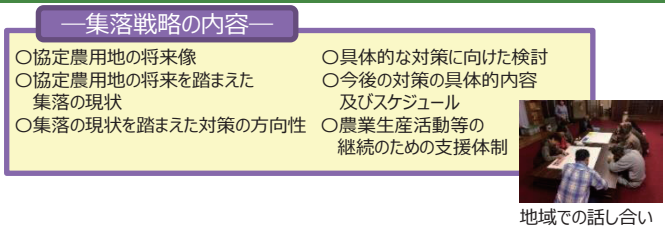
- ▶ 地域のビジョンづくりの支援や「小さな拠点」の形成の推進等を通じ、地域コミュニティ機能の維持や強化を図ります。
- ▶ 日本型直接支払制度による支援を通じて農業の有する多面的機能の発揮を促進します。
- ▶ 情報通信基盤等の生活インフラの確保や鳥獣被害対策の抜本的な強化に取り組みます。

地域コミュニティ機能の維持や強化

地域を維持していくため、あらゆる世代の人々が参画して行う、集落の将来像の明確化や活動計画等のビジョンづくりを支援します。

「小さな拠点」の形成拡大を図るため、農産物販売施設等を地域づくりや観光等の面から多機能化し、地域活性化の拠点として活用していくための支援を検討します。

図表36-1 地域のビジョンづくりへの支援



中山間地域等直接支払の集落戦略を活用した将来ビジョンの作成

多面的機能の発揮の促進

多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度の連携強化を図りつつ、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進します。

中山間地域等直接支払制度については、第5期対策への移行に当たり、交付金の返還措置を見直すとともに、集落戦略の作成や集落の地域運営機能の強化、棚田地域における振興活動等を支援します。

図表36-2 日本型直接支払制度の概要



生活インフラ等の確保

定住条件の整備に向けた分野横断的な取組に係る活動計画の策定を支援します。

「農地付き空き家」に関する情報提供や取得の円滑化、情報通信環境の整備等の取組を推進します。

農業生産基盤の総合的な整備と、農村振興に資する施設の一体的な整備を推進します。

図表36-3 定住条件強化のための総合的な計画策定



鳥獣被害対策等の推進

関係府省が連携し、戦略的に各種対策を組み合わせることで鳥獣被害対策を抜本的に強化します。

侵入防止柵の設置などの環境整備を行うほか、ICTやドローン技術等を活用した効率的なスマート捕獲の技術の開発・普及等を含めた捕獲強化に取り組みます。

図表36-4 総合的な鳥獣被害対策



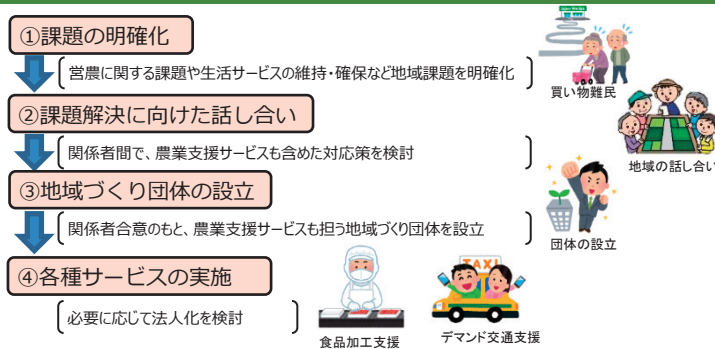
第3の 3

農村を支える新たな動きや活力の創出

- ▶ 地域運営組織の活動支援や地域の人材育成、関係人口の拡大等を通じて地域を支える体制及び人材づくりを推進します。
- ▶ 「半農半X」等の多様なライフスタイルの実現や棚田地域の振興を通じて農村の魅力を発信します。
- ▶ 世界農業遺産等の取組を通じ、農業の多面的機能に関する国民の理解を促進します。

地域を支える体制及び人材づくり

図表37-1 地域運営組織立上げに向けた合意形成フロー



地域課題の解決に取り組む地域運営組織等の地域づくり団体の設立を推進するほか、課題解決や地域活性化に資する学習を推進するなど、地域を支える体制及び人材づくりを支援します。

体験農園、農泊、ふるさと納税等の様々なきっかけによる関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて、地域の支えとなる人材の裾野の拡大を図ります。

農村の魅力を発信

図表37-2 半農半Xの取組



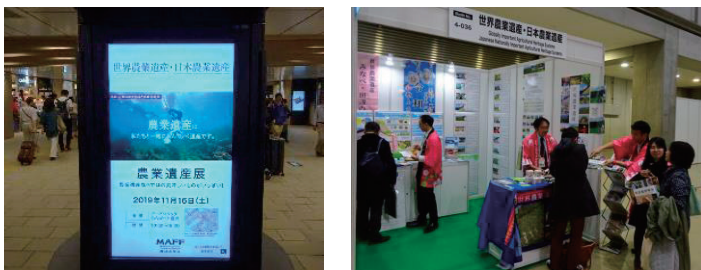
「半農半X」やデュアルライフ等の多様なライフスタイルを実現するための方策や支援の在り方を示します。

棚田の美しい景観を活かした観光や、棚田オーナー制度等を通じた都市住民との交流など、棚田を核とした地域振興の取組を関係府省が連携して総合的に支援します。

また、棚田カード等を通じ、新たな側面から棚田の魅力を積極的にPRします。

多面的機能に関する国民の理解の促進等

図表37-3 農業遺産の国民の認知度向上に向けた取組



世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産の取組や、農村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定・発信することを通じて、多面的機能に関する国民への理解の促進を図ります。

「3つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

「3つの柱」に沿った施策を、農林水産省が中心となって、都道府県や市町村、関係府省や民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みを構築します。

また、関係府省、都道府県や市町村、民間事業者など、地域の振興に係る関係者が連携するとともに、地域振興施策を担う都道府県や市町村の人材育成なども含め、総合的に推進していきます。

第3の 4

基本計画 P.64~P.66

東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

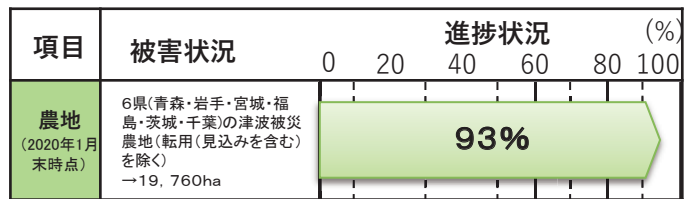
- ▶ 東日本大震災からの復旧・復興を引き続き着実に進めます。
- ▶ 近年大規模災害が頻発する中で、被害を最小化するため、事前防災を徹底し、災害に備える農業経営の取組の全国展開、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策、災害対応体制の強化を進めます。
- ▶ また、大規模自然災害からの早期復旧を図るため、災害査定の効率化や、営農再開支援を推進します。

東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の被災地域においては、引き続き、農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進めます。

食品の安全が確保されるよう、農産物の出荷前の放射性物質検査の実施などを引き続き推進します。また、原子力被災12市町村における営農再開に向け、除染後の農地等の保安全管理や新たな農業への転換といった一連の取組を支援します。

図表38-1 津波により被災した農地の復旧状況(営農再開可能面積)

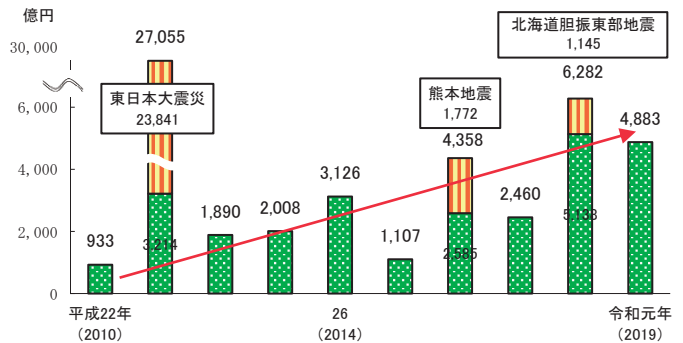


大規模自然災害への備え、大規模自然災害からの復旧

大規模自然災害からの被害を最小化し、迅速な営農再開に資するため、事前防災に係る技術開発等を進めます。また、災害に備える農業経営に向けた取組の全国展開や、防災・減災対策、初動対応の体制強化、不測時における食料安定供給のための備えの強化を図ります。

地震や豪雨等の自然災害により被災した農業者の早期の営農再開を支援するため、農地・農業用施設の早期復旧、被災を機に作物転換、規模拡大、大区画化等に取り組む産地への支援やスマート農業の実証等新たな取組による営農再開を支援します。

図表38-2 近年発生した災害と農林水産業への被害額



第3の 5

基本計画 P.67

団体に関する施策

- ▶ 食料・農業・農村に関する団体は、農業経営の安定、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等に重要な役割を果たしており、各団体がその機能や役割を効果的、効率的に発揮できるようにすることが重要です。

農業協同組合系統組織

今後も、農協系統組織が農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化していくため、農村地域の産業や生活のインフラを支える役割等を引き続き果たしながら、各事業の健全性を高め、経営の持続性を確保するよう、引き続き自己改革の取組を促します。

農業委員会系統組織

農業委員・農地利用最適化推進委員による現場活動等を通じて、担い手への農地の集積など農地利用の最適化を一層促進します。

農業共済団体

地域において、農業共済組合を主体として行政、関係団体、農外の専門家等と連携し、農業保険を広く推進します。

土地改良区

農業・農村の構造変化やスマート農業への対応、事務コストの縮減など土地改良区の運営体制の強化を図るため、土地改良区の合併又は土地改良区連合の設立を推進します。

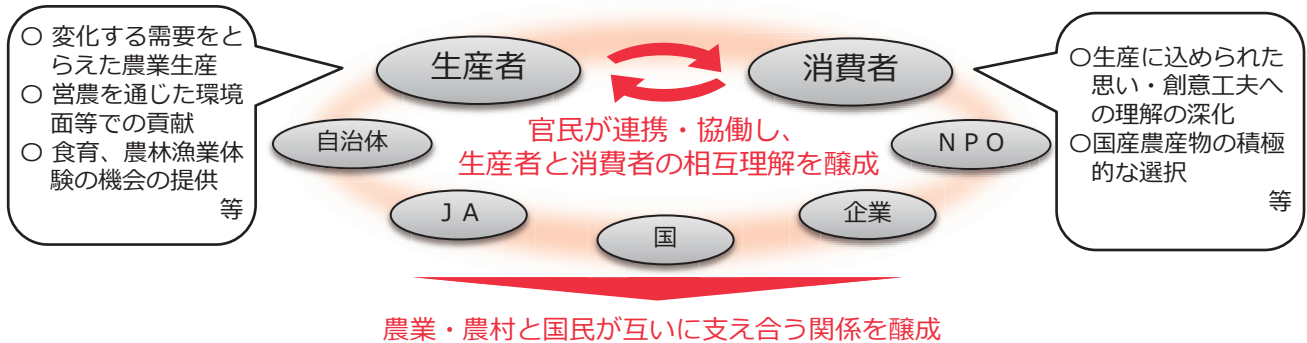
第3の 6

基本計画 P.68

食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策

- ▶ 消費者、食品関連事業者、農協等の生産者団体を含め官民が協働して、食と農とのつながりの深化に着目した新たな国民運動を展開します。
- ▶ 我が国の食と環境を支える農業・農村への国民の理解を醸成することで、農は「国の基」との認識を国民全体で共有し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが重要です。

図表39-1 官民の協働による食と農とのつながりの深化



第3の 7

基本計画 P.69

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

- ▶ 新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化により、我が国の農林水産業・食品産業は、深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面しています。
- ▶ 国産農産物の内需の喚起、輸出商流の維持、農業労働力の確保、国産原料への切替えや経営改善などの中食・外食・加工業者対策などを機動的に講じていきます。また、食料供給の状況について、わかりやすく情報を提供します。

図表39-2 新型コロナウイルス感染症への対策

① 需要喚起

- 在庫の滞留等が生じている品目について、農林漁業団体が行う、学校給食への提供やネット販売等の**販売促進**の取組を支援
- **輸出商流の維持・拡大**に向け、食品製造設備等の整備・導入や、新規市場の維持・開拓に必要な商談等を支援

② 労働力確保

- 新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体が代替人材を雇用する際の掛増し経費や農業現場におけるマッチング費用等を支援
- 法務省が講ずる技能実習生等の在留資格変更（最長1年間の滞在が可能）により、**他分野からの再就職**を促進

③ 外食等対策

- 外食事業者や食品流通事業者の債務保証等への**資金繰り支援**
- 収束後のインバウンド回復に向けた、**衛生管理の徹底**等のための施設導入・店舗改装を支援
- オンライン予約でのクーポン付与、プレミアム付き食事券の発行等による**飲食業の需要喚起**

④ その他生産支援対策

- 農林漁業者の経営再建に必要な**運転資金の実質無利子化・無担保化**等を措置
- 野菜価格安定制度、漁業収入安定制度、牛マルキンの生産者負担金の納付猶予等、**充実した経営安定対策**を措置
- 次期作期を迎える野菜・花き等について円滑な作付けを確保できるよう、種苗等の資材購入等を支援
- **国産農産物への切替え**に向けた、野菜等の加工に必要な施設整備・改修を支援 等

第4

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 国民視点や地域の実態に即した施策の展開

我が国では地域の特性を生かした多様な農業が営まれており、農業経営も、家族・法人経営、中小規模から大規模まで多様化しています。現場主義に立ち、地域の実態に即した施策の展開を図ります。

2 EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進

施策の企画・立案に当たっては、合理的根拠に基づく施策の立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進します。また、「プロジェクト」方式を活用し、進捗管理を行いながら、施策の具体化を進めます。

3 効果的かつ効率的な施策の推進体制

施策の見直しや新たな導入に当たっては、分かり易い表現を用いて、現場の皆様の理解に努めます。地方公共団体の職員数の減少が懸念される中でも効果的・効率的に対応するため、現場と農政を結ぶ機能の充実等に努めます。

4 行政のデジタルトランスフォーメーションの推進

農業政策や行政手続等の事務についてもデジタルトランスフォーメーションの推進が必要であり、その環境整備に努めます。

5 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や経済社会の幅広い分野に関係しているため、国、地方公共団体、農業者、消費者、事業者、関係団体などの適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進します。

6 SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開

自然資本や環境に立脚した食料・農業・農村分野は、SDGsが目指す環境・経済・社会の統合的向上において大きな役割を果たすものであり、他産業に率先して、SDGsの実現に貢献できるよう施策を推進します。

7 財政措置の効率的かつ重点的な運用

毎年の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、施策の不断の点検と見直しを行ってまいります。

基本計画 と併せて策定

参考

農地の見通しと確保

- 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、国内農業の基盤として今後も国内の農業生産に必要な農地を確保していく必要があります。
- このため、これまでのすう勢を踏まえつつ、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込んで、農地面積の見通しを推計しています。

令和元年現在の農地面積

439.7万ha

| すう勢（※） | 令和12年までの農地の増減 | 施策効果 | 令和12年までの農地の増減 |
|---------|---------------|----------------------|--------------------|
| 農地の転用 | △1.6万ha | 荒廃農地の発生防止 荒廃農地の解消 | +1.7万ha +0.5万ha |
| 荒廃農地の発生 | △3.2万ha | | |

これまでのすう勢（※）が今後も継続した場合の
令和12年時点の農地面積 392万ha（すう勢（※））

（※）すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み。

令和12年時点で確保される農地面積

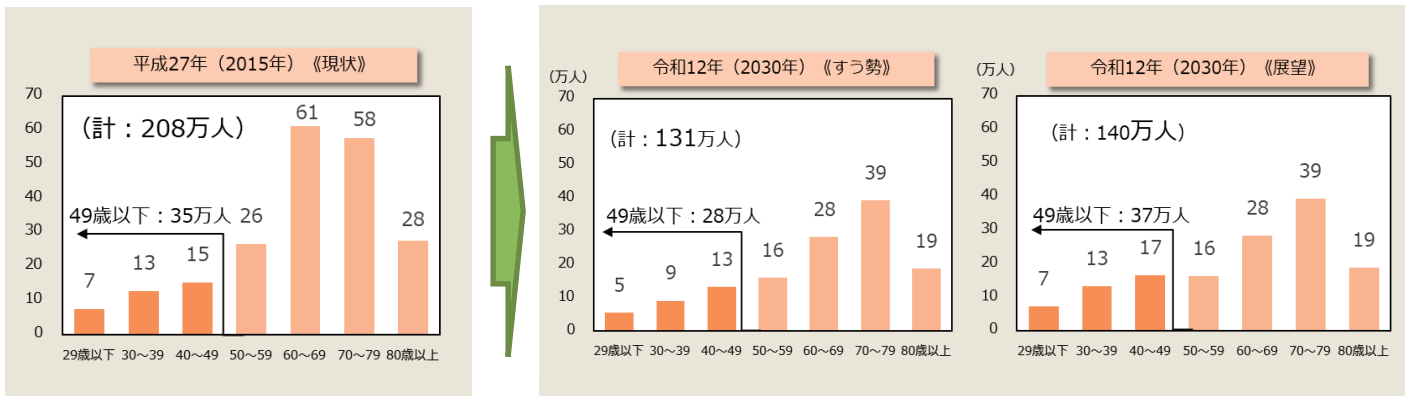
414万ha

参考

農業構造の展望

- ▶ 食料・農業・農村基本法に基づき、担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を推進していく上でのビジョンとして、望ましい農業構造の姿及び農業労働力の見通しを示しています。（望ましい農業構造の姿については、P26図表1を参照）

平成27年までの傾向が続いた場合、農業就業者数は、令和12年に131万人、そのうち49歳以下は28万人と見通されます（すう勢）。農業の内外からの青年層（49歳以下）の新規就農を促進すれば、年齢構成のアンバランスが改善され、令和12年には49歳以下が37万人となります（展望）。



参考

農業経営の展望

- ▶ 家族経営を含む多様な担い手が地域の農業を維持・発展できるよう、他産業並の所得を目指しつつ、新たな技術等を活用した省力的かつ生産性の高い農業経営モデルを主な営農類型・地域別に示しています。
- ▶ また、新たなライフスタイルや規模が小さくても農地の維持、地域の活性化に寄与する取組も併せて示しています。

| 営農類型 | 営農体系(モデル数) |
|----------|---|
| 水田作(7) | 土地利用型作物(5) 土地利用型作物・野菜複合(2) |
| 畑作(7) | 北海道畑輪作体系(1) かんしょ作・野菜複合(2) さとうきび作(1) さとうきび作・野菜複合(1) 茶業(1)、茶業・野菜複合(1) |
| 野菜作(7) | 露地野菜作経営(5) 施設野菜作経営(2) |
| 果樹作(5) | かんきつ(1)、りんご(1)、なし(1)、ぶどう(1) 果樹・水稲複合(1) |
| 花き作(2) | 切り花(2) |
| 酪農経営(3) | |
| 肉用牛経営(3) | 繁殖(2) 肥育、一貫(1) |
| 養豚経営(1) | |
| 有機農業(2) | |

合計モデル数:37

| | | | |
|------|---------|----------|--|
| 営農類型 | 水田作(平場) | モデルのポイント | 限られた労働力等の中でスマート農機の共同利用による経営コストの上昇回避等により、所得の向上を図る家族経営 |
| 対象地域 | 北海道、東北 | | |

技術・取組の概要

- ▶ 労働力の制約等により規模拡大が難しい平場・家族経営において、営農管理システムや後付け自動操舵システムの導入により、作業工程の最適化・負担軽減を実現
- ▶ ドローンによるセンシング・農業散布などデータをフル活用した効率的かつ精密な管理により、米、小麦、大豆の単収を約15%向上
- ▶ 単収の向上やスマート農機の共同利用により、コメの60kgあたり経営コストを約15%削減

| 経営発展の姿 | 【試算結果】 | 【参考】比較を行った経営モデル |
|--|--|---|
| 【経営形態】 家族経営(2名(うち主たる従事者1名)、臨時雇用1名) | 粗収益 1,870万円 経営費 1,240万円 農業所得 630万円 | 【経営形態】 家族経営(2.4名(うち主たる従事者雇用1.2名)) |
| 【経営規模・作付体系】 経営耕地 15ha 主食用米 10ha 小麦 2.5ha 大豆 2.5ha | 主たる従事者の所得(人) 630万円 主たる従事者の労働時間(人) 1,256hr | 【経営規模・作付体系】 経営耕地 17.2ha 主食用米 8.2ha 麦類 2.6ha 豆類 2.1ha 等 |



上記は水田作の例。この他の事例については、次のHPからご覧頂けます。
 (https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-18.pdf)

(注) 試算に基づくものであり、必ずしも実態を表すものではない。
 ●: 2019年までに市販化 ●: 2022年頃までに市販化 ●: 2025年頃までに市販化

農業者と農林水産省をつなぐ
新たなコミュニケーションツール

MAFFアプリ

農業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。

ダウンロードは
こちらから
(無料)



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



食料・農業・農村基本計画に関する詳しい情報はこちら
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

食料・農業・農村基本計画

検索

連絡先 農林水産省大臣官房政策課計画グループ

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

TEL: 03-3502-5515

FAX: 03-3508-4080